北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……（人事課）　1

規　　則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年４月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第91号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第８款　原子力環境センター（第57条の５－第57条の７）
第９款　サハリン事務所（第57条の８・第57条の９）」を「第８款　原子力環境センター（第57条の５－第57条の７）」に、「第９款　保健所（第108条－第116条）」を「第９款　削除」に、「第14款　児童相談所（第141条－第144条）」を「第14款　削除」に、「第７款　シンガポール事務所（第170条・第171条）」を「第７款　サハリン事務所（第169条の２・第169条の３）
第７款の２　シンガポール事務所（第170条・第171条）」に、「第１款　森づくりセンター（第201条－第207条）」を「第１款　削除」に、「第７款　道民の森活動促進センター（第229条－第231条）」を「第７款　削除」に、「第１款　土木現業所（第239条－第252条）」を「第１款　削除」に、「第１目　地域農業改良普及センター（第263条－第266条）
第２目　家畜保健衛生所（第267条－第270条）」を「第１目　保健福祉事務所（第262条の２－第262条の12）
第２目　保健所（第262条の13－第262条の21）
第３目　児童相談所（第262条の22－第262条の28）
第４目　地域農業改良普及センター（第263条－第266条）
第５目　家畜保健衛生所（第267条－第270条）
第６目　森づくりセンター（第270条の２－第270条の７）
第７目　土木現業所（第270条の８－第270条の18）」に、「保健福祉事務所の所長の所管に属する出先機関（第270条の２－第270条の５）」を「保健福祉事務所の所長の所管に属する出先機関（第270条の19－第270条の22）」に、「第１目　附属情報センター（第275条の５）」を「第１目　附属病院（第275条の４の２－第275条の４の４）
第１目の２　附属情報センター（第275条の５）」に、「第３目　医学部の附属病院（第277条－第277条の３）」を「第３目　削除」に改める。

第５条第１項中「総合企画部」を「知事政策部
企画振興部」に改め、同条第２項中「知事室、行財政システム改革推進室及び総合防災対策室」を「行財政改革推進室及び危機対策室を、知事政策部に知事室」に、「総合企画部」を「企画振興部」に改め、「政策室、」を削り、「地域振興室」の次に「、地域主権推進室」を加え、「産業政策推進室」を「経済政策室及び新産業振興室」に改め、「森林環境室」の次に「及び全国植樹祭準備室」を加える。

第６条第１項の表中

「

知　事　室	秘書課　国際課
総合防災対策室	防災消防課　原子力安全対策課
政　策　室	広報広聴課

」

を

「

危機対策室	防災消防課　原子力安全対策課
知　事　室	秘書課　広報広聴課　国際課
計　画　室	経済調査課　統計課

」

に改め、同条第２項の表総合企画部の項中「総　合　企　画　部」を「企　画　振　興　部」に、「科学技術振興課　土地水対策課　経済調査課　統計課　道民相談センター」を「科学技術振興課」に改め、同表経済部の項中「産業振興課　地域産業課　金融課　貿易経済交流課」を「商工振興課　産業支援課　商業経済交流課　金融課」に改め、同表建設部の項中「砂防災害課　まちづくり推進課」を「砂防災害課」に改め、同条第３項の表を次のよ

子供と高齢者の交通事故を防ごう～春の全国交通安全運動～

うに改める。

課名	室及びセンター名
総務部危機対策室防災消防課	防災航空室
総務部総務課	道民相談センター
総務部法制文書課	行政情報センター
知事政策部知事室国際課	パスポートセンター

第７条第１項の総務部の事項の次に次の１事項を加える。

知事政策部

⑴　道の重要政策の総合的な企画及び調整に関する事項

⑵　広報に関する事項

第７条第１項の総合企画部の事項中「総合企画部」を「企画振興部」に改め、同事項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同事項第５号中「広報及び」を削り、同号を同事項第４号とし、同条第２項の総務部知事室の事項を削り、同項の総務部行財政システム改革推進室の事項中「総務部行財政システム改革推進室」を「総務部行財政改革推進室」に改め、同事項に次の２号を加える。

⑻　政策評価の企画及び調整に関すること。

⑼　行政運営の基本原則の企画調整に関すること。

第７条第２項の総務部総合防災対策室の事項中「総務部総合防災対策室」を「総務部危機対策室」に改め、同事項に次の３号を加える。

⑶　危機管理に関すること。

⑷　国民保護法制に関すること。

⑸　自衛隊及び駐留軍の基地に関連する問題の調整に関すること。

第７条第２項の総合企画部政策室の事項を次のように改める。

知事政策部知事室

⑴　知事及び副知事の秘書に関すること。

⑵　広報及び広聴に関すること。

⑶　国際交流に関すること。

⑷　国際化施策の企画及び調整に関すること。

第７条第２項の総合企画部計画室の事項中「総合企画部計画室」を「企画振興部計画室」に改め、同事項第２号中「開発関係予算」を「国費予算」に改め、同事項に次の８号を加える。

⑹　土地対策の企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

⑺　国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。

⑻　土地取引の規制及び地価の調査に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

⑼　不動産鑑定業者及び不動産鑑定士に関すること。

⑽　水の有効利用に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

⑾　千歳川流域の治水対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

⑿　経済の調査及び分析に関すること。

⒀　統計調査の総合調整に関すること。

第７条第２項の総合企画部地域振興室の事項中「総合企画部地域振興室」を「企画振興部地域振興室」に改め、同事項の次に次の１事項を加える。

企画振興部地域主権推進室

⑴　地域主権の推進に関すること。

⑵　支庁制度の見直しに関すること。

⑶　道州制の推進に関すること。

第７条第２項の総合企画部交通企画室の事項中「総合企画部交通企画室」を「企画振興部交通企画室」に改め、同項の総合企画部新幹線対策室の事項中「総合企画部新幹線対策室」を「企画振興部新幹線対策室」に改め、同項の総合企画部ＩＴ推進室の事項中「総合企画部ＩＴ推進室」を「企画振興部ＩＴ推進室」に改め、同項の環境生活部生活文化・青少年室の事項中第12号を第13号とし、第８号から第11号までを１号ずつ繰り下げ、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　市民と行政の協働環境の整備及び総合調整に関すること。

第７条第２項の保健福祉部子ども未来づくり推進室の次に次の１事項を加える。

経済部経済政策室

経済部の行政の企画に関すること。

第７条第２項の経済部産業政策推進室の事項を次のように改める。

経済部新産業振興室

⑴　産業等の情報化の推進及び情報産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

⑵　新産業の創出及び振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

⑶　サービス産業の振興に関すること。

⑷　生活産業の振興に関すること。

⑸　産学官連携に関すること。

第７条第２項の水産林務部森林環境室の事項の次に次の１事項を加える。

水産林務部全国植樹祭準備室

第58回全国植樹祭に関すること。

第８条を削る。

第８条の２の見出し及び同条第１項中「総務部総合防災対策室各課」を「総務部危機対策室各課」に改め、同条を第８条とする。

第９条第１項の総務課の事項に次の２号を加える。

⑽　苦情審査委員に関すること。

⑾　道民相談に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第９条中第３項を削り、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　道民相談センターの分掌事務は、前項の総務課の分掌事務のうち第10号及び第11号に掲げる事務とする。

第９条の２を次のように改める。

（知事政策部知事室各課）

第９条の２　知事政策部知事室各課の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

⑴　皇室に関すること。

⑵　知事及び副知事の秘書に関すること。

⑶　儀式に関すること。

広報広聴課

⑴　道政の広報及び広聴の総括に関すること。

⑵　広報資料の編集及び発行、各種広報媒体の利用その他道政の広報及び広聴活動に関すること。

⑶　報道機関との連絡に関すること。

⑷　陳情等の処理に関すること。

国際課

⑴　国際交流に関すること。

⑵　国際化施策の企画及び調整に関すること。

⑶　国際協力及び国際化の推進に関すること。

⑷　外国公館との連絡調整に関すること。

⑸　北方圏地域に関すること。

⑹　海外渡航に関すること。

２　パスポートセンターの分掌事務は、前項の国際課の分掌事務のうち第６号に掲げる事務とする。

第９条の５（見出しを含む。）中「総合企画部ＩＴ推進室各課」を「企画振興部ＩＴ推進室各課」に改め、同条を第９条の６とする。

第９条の４（見出しを含む。）中「総合企画部交通企画室」を「企画振興部交通企画室」に改め、同条を第９条の５とする。

第９条の３（見出しを含む。）中「総合企画部地域振興室各課」を「企画振興部地域振興室各課」に改め、同条の地域政策課の事項第６号を削り、同条の市町村課の事項に次の１号を加え、同条を第９条の４とする。

⑾　市町村における地方独立行政法人の設立に関すること。

第９条の２の次に次の１条を加える。

（企画振興部計画室各課）

第９条の３　企画振興部計画室各課の分掌事務は、次のとおりとする。

経済調査課

⑴　景気対策の総合調整に関すること。

⑵　経済の調査及び分析に関すること。

統計課

⑴　統計調査の総合調整に関すること。

⑵　統計調査の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

⑶　統計資料の収集、整理、保存及び公表に関すること。

第10条の見出しを「（企画振興部各課）」に改め、同条中「総合企画部各課（政策室の課」を「企画振興部各課（計画室各課」に改め、同条の総務課の事項第１号中「総合企画部」を「企画振興部」に改め、同事項第３号を次のように改める。

⑶　全国知事会議に関すること。

第10条の土地水対策課の事項から道民相談センターの事項までを削る。

第10条の２第２項を削る。

第10条の３第１項の生活振興課の事項中第９号を第10号とし、第５号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　市民と行政の協働環境の整備及び総合調整に関すること。

第10条の３第２項及び第11条第２項を削る。

第12条第１項の医務薬務課の事項第10号中「血液製剤」を「安全な血液製剤」に改め、同条第２項から第４項までを削る。

第13条の２第１項の総務課の事項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同項の産業振興課の事項から貿易経済交流課の事項までを次のように改める。

商工振興課

⑴　産業振興の企画及び総合調整に関すること。

⑵　中小企業の振興対策に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

⑶　中小企業の経営革新の支援に関すること。

⑷　商工関係団体に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

⑸　中小企業等協同組合等に関すること。

⑹　高度技術産業集積の活性化に関すること。

⑺　工業技術センターに関すること。

産業支援課

(1) 産業技術の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(2) 製造業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(3) 産業デザインに関すること。

(4) 食品産業の振興に関すること。

(5) 工業試験場に関すること。

(6) 食品加工研究センターに関すること。

(7) 地域食品加工技術センターに関すること。

(8) 産業の環境対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

商業経済交流課

(1) マーケティングに関すること。

(2) 商業の振興及び流通対策の総合調整に関すること。

(3) 卸売市場に関すること。

(4) 貿易の振興に関すること。

(5) 海外との経済交流の促進に関すること。

(6) サハリン事務所に関すること。

(7) シンガポール事務所に関すること。

金融課

(1) 中小企業金融に関すること。

(2) 勤労者金融に関すること。

(3) 貸金業に関すること。

(4) 信用保証協会に関すること。

第13条の２第２項及び第３項を削り、同条を第13条とする。

第14条の農産園芸課の事項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第20条第１項のまちづくり推進課の事項を削り、同項の都市計画課の事項に次の４号を加える。

(5) 市町村のまちづくりに関する基本的な施策の企画及び調整に関すること。

(6) 市町村のまちづくりに関する総合的な事業の推進に関すること。

(7) 景観に関すること。

(8) 屋外広告物に関すること。

第20条第２項から第５項までを削る。

第25条の２中「北方領土対策本部
有珠山火山活動災害復興対策室」を「北方領土対策本部」に改める。

第26条第２項の表中「総合企画部」を「企画振興部」に改める。

第27条の見出しを「（代表課等）」に改め、同条第１項中「課は」を「課等は」に、「課（以下「代表課」を「課等（以下「代表課等」に、「総合企画部　総務課」を「知事政策部　部長の指定する参事
企画振興部　総務課」に改め、同条第２項中「代表課」を「代表課等」に、「当該課」を「当該課等」に改め、同項第１号、第４号及び第５号中「各課」を「各課等」に改める。

第28条の見出しを「（職員監等の庶務）」に改め、同条第１項の表を次のように改める。

職員監	総務部総務課
技監	職が置かれている部の代表課

第29条の表中

「

北海道防災会議	総務部	総合防災対策室防災消防課
北海道石油コンビナート等防災本部		総合防災対策室防災消防課

」

を

「

北海道政策評価委員会	総務部	行財政改革推進室
北海道防災会議		危機対策室防災消防課
北海道石油コンビナート等防災本部		危機対策室防災消防課
駐留軍及び自衛隊施設対策委員会		危機対策室

」

に、「総合企画部」を「企画振興部」に、

「

北海道政策評価委員会	政策室

」

を

「

北海道国土利用計画審議会	計画室
北海道土地利用審査会	計画室

」

に、

「

駐留軍及び自衛隊施設対策委員会	総務課
北海道科学技術審議会	科学技術振興課
北海道国土利用計画審議会	土地水対策課
北海道土地利用審査会	土地水対策課

」

を

「

北海道科学技術審議会	科学技術振興課

」

に、

「

北海道大規模小売店舗立地審議会	地域産業課
北海道中小企業調停審議会	金融課

」

を

「

北海道中小企業調停審議会	商工振興課
北海道大規模小売店舗立地審議会	商業経済交流課

」

に、「まちづくり推進課」を「都市計画課」に改める。

第31条中「同じ。）は、」の次に「当該出先機関の管轄区域が」を加え、「支庁長（」を「支庁（以下「所管支庁」という。）の所管する区域内である場合にあっては当該所管支庁の長（」に、「もとに」を「下に、当該出先機関の事務に係る所管区域のうち当該所管支庁長の所管区域を超える区域を所管する支庁長の統轄の下に」に改める。

第36条第２項を削る。

第38条第１項の表石狩支庁の項総務部の事項中「社会福祉課」を削り、同項地域政策部の事項中「地域政策課振興課」を「地域政策課」に改め、同表渡島支庁胆振支庁十勝支庁釧路支庁の項総務部の事項中「社会福祉課」を削り、同項地域政策部の事項中「地域政策課振興課」を「地域政策課」に改め、同表檜山支庁留萌支庁宗谷支庁網走支庁日高支庁の項中

「檜山支庁」を「檜山支庁
後志支庁」に改め、同項総務部の事項中「社会福祉課」を削り、同項地域政策部の事項中「地域政策課　振興課」を「地域政策課」に改め、同表後志支庁の項を削り、同表空知支庁上川支庁の項中「社会福祉課」を削り、「振興課　環境生活課」を「環境生活課」に改め、同条第２項中「事業管理室を」の次に「、網走支庁経済部商工労働観光課に観光室を」に改める。

第39条の総務部の事項第２号を削り、同事項第３号中「庶務」の次に「（広報及び広聴に関することを除く。）」を、「財務」の次に「（檜山支庁にあっては檜山森づくりセンター、宗谷支庁にあっては宗谷森づくりセンター及び根室支庁にあっては根室森づくりセンターの財務を含む。）を加え、同号を同事項第２号とし、同条の地域政策部の事項中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第10号までを１号ずつ繰り上げ、同事項に次の１号を加える。

⑽　広報及び広聴に関すること。

第39条の経済部の事項第２号中「（後志支庁を除く。）」を削る。

第40条第１項の総務課の事項第３号を次のように改める。

⑶　公有財産に関すること。

第40条第１項の会計課の事項第７号中「公有財産及び」を削り、同項の社会福祉課の事項を削り、同条第３項の地域政策課の事項中「（後志支庁にあっては、地域政策観光課）」を削り、同事項中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、第８号を第７号とし、同事項に次の６号を加える。

⑻　広報及び広聴に関すること。

⑼　所管区域内における市町村その他の公共団体の行政及び財政に関すること。

⑽　土地取引の規制に関すること。

⑾　特定の開発行為の規制に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

⑿　行政書士に関すること。

⒀　統計に関すること。

第40条第３項の振興課の事項を削り、同条第５項の商工労働観光課の事項中「（後志支庁にあっては、商工労働課）」を削り、同事項第５号中「（後志支庁を除く。）」を削る。

第41条第１項の表中

「

道税の賦課及び徴収に関すること。	支庁道税事務所

生活保護並びに児童、母子及び知的障害者の福祉に関すること。	社会福祉事務出張所	を

「

道税の賦課及び徴収に関すること。	支庁道税事務所	に改める。

」

第３章第３節第９款を削る。

第96条の表北海道立本岐診療所の項を削る。

第３章第５節第９款を次のように改める。

第９款　削除

第108条から第116条まで　削除

第３章第５節第14款を次のように改める。

第14款　削除

第141条から第144条まで　削除

第167条の表を次のように改める。

部　　名	課　　（科）　　名
企画調整部	総務課　技術支援課
食品開発部	農産食品科　畜産食品科　水産食品科
応用技術部	プロセス開発科　機能開発科
食品バイオ部	バイオテクノロジー科　発酵食品科

第168条の企画調整部の事項第４号中「指導」を「技術支援」に改め、同条の加工食品部の事項から応用技術部の事項までを次のように改める。

食品開発部

農畜水産食品の加工及び保蔵技術に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

応用技術部

(1)　品質管理、工程管理、装置等に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

(2)　品質、保蔵、機能性等に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

食品バイオ部

(1)　バイオテクノロジーの食品加工及び品質管理技術への応用に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

(2)　発酵食品の加工及び保蔵技術に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

第169条第１項の総務課の事項第２号及び第３号を次のように改める。

(2)　試験研究の企画及び総合調整に関すること。

(3)　研究業績の公表に関すること。

第169条第１項の総務課の事項中第４号を削り、第５号を第４号とし、同項の企画課の事項を次のように改める。

技術支援課

(1)　食品工業技術の相談、普及及び技術支援に関すること。

(2)　試験分析の受託及び設備の使用に関すること。

(3)　図書、文献その他研究資料の整備に関すること。

(4)　食品工業技術情報の収集及び提供に関すること。

第169条第２項から第４項までを次のように改める。

2　食品開発部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農産食品科

農産食品の加工及び保蔵技術に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

畜産食品科

畜産食品の加工及び保蔵技術に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

水産食品科

水産食品の加工及び保蔵技術に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

3　応用技術部各科の分掌事務は、次のとおりとする。

プロセス開発科

品質管理、工程管理、装置等に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

機能開発科

品質、保蔵、機能性等に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

4　食品バイオ部各科の分掌事務は、次のとおりとする。

バイオテクノロジー科

バイオテクノロジーの食品加工及び品質管理技術への応用に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

発酵食品科

発酵食品の加工及び保蔵技術に関する試験研究及び技術支援を行うこと。

第３章第６節中第７款を第７款の２とし、第６款の次に次の１款を加える。

第７款　サハリン事務所

（設置）

第169条の２　道行政の推進に必要な州行政府等との連絡及び調整、経済交流及び友好交流の促進等を行うため、サハリン事務所を設置する。

2　サハリン事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置

北海道サハリン事務所	ロシア連邦サハリン州ユジノサハリンスク市

（所掌事務）

第169条の３　サハリン事務所は、次の事務を所掌する。

⑴　道行政の推進に必要なサハリン州行政府等との連絡及び調整に関すること。

⑵　経済交流に係る調査及び支援に関すること。

⑶　友好交流事業への支援及び協力に関すること。

⑷　各種情報の収集及び提供並びに北海道の情報の発信に関すること。

⑸　その他ロシア連邦極東地域との交流に関すること。

第189条第１項の表中「畑作科　稲作科」を「畑作科」に、「栽培システム科」を「水田農業科」に、「土壌生態科」を「土壌生態科　予察科　防除指導課」に改める。

第191条第１項の作物開発部の項稲作科の事項を削り、同条第１項の生産システム部の項栽培システム科の事項を次のように改める。

水田農業科

⑴　水稲の品種の育成に関する試験、研究及び調査を行うこと。

⑵　水稲に係る気象観測及び作況調査を行うこと。

⑶　水田農業に係る栽培法及び土壌肥料に関する試験、研究及び調査を行うこと。

第191条第１項のクリーン農業部の項に次の２事項を加える。

予察科

⑴　植物の検疫に関すること。

⑵　発生予察事業に関すること。

⑶　その他発生予察に関する調査及び研究を行うこと。

防除指導課

⑴　病害虫防除の企画及び指導に関すること。

⑵　農薬の安全使用対策に関すること。

第196条の次に次の１条を加える。

（併置）

第196条の２　次の表の左欄に掲げる病害虫防除所の課は、同表の右欄に掲げる中央農業試験場クリーン農業部の科（課）に併置する。

病害虫防除所の課名	中央農業試験場クリーン農業部の科（課）名
病害虫防除所予察課	中央農業試験場クリーン農業部予察科
病害虫防除所指導課	中央農業試験場クリーン農業部防除指導課

第３章第８節第１款を次のように改める。

第１款　削除

第201条から206条まで　削除

第３章第８節第７款を次のように改める。

第７款　削除

第229条から第231条まで　削除

第３章第９節第１款を次のように改める。

第１款　削除

第239条から第252条まで　削除

第267条中「別表第７」を「別表第５の３」に改める。

第269条に次の１項を加える。

３　前２項の課のほか、渡島家畜保健衛生所、空知家畜保健衛生所、留萌家畜保健衛生所、網走家畜保健衛生所、十勝家畜保健衛生所及び根室家畜保健衛生所にＢＳＥ検査室（十勝家畜保健衛生所にあっては、東部ＢＳＥ検査室及び西部ＢＳＥ検査室）を置き、牛海綿状脳症の検査に関する事務を分掌させる。

第３章第10節第１款中第２目を第５目とする。

第264条の２中「別表第６」を「別表第５の２」に改める。

第３章第10節第１款中第１目を第４目とし、同款に第１目から第３目までとして次の３目を加える。

第１目　保健福祉事務所

（名称、位置及び管轄区域）

第262条の２　保健衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務を行うため、保健福祉事務所を設置する。

２　保健福祉事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第２のとおりとする。

（所掌事務）

第262条の３　保健福祉事務所は、次の事務を所掌する。

⑴　地域保健法（昭和22年法律第101号）第６条に規定する事務に関すること。

⑵　管轄区域内に所在する診療所の財務に関すること。

⑶　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第５項に規定する福祉に関する事務所の所掌する事務に関すること。

⑷　社会福祉の推進に関すること。

⑸　国民健康保険に関すること。

⑹　介護保険に関すること。

⑺　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の２に規定する業務に関すること。

（内部組織）

第262条の４　保健福祉事務所に次の表の中欄に掲げる部を置き、部にそれぞれ同表の右欄

に掲げる課（室）を置く。

保健福祉事務所名	部名	課（室）名
石狩保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　子ども・保健推進課　生活衛生課
	千歳地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
	児童相談部	企画調整室　地域支援課　指導援助課
渡島保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
	八雲地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
	児童相談部	地域支援課　指導援助課
檜山保健福祉事務所 留萌保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　子ども・保健推進課　生活衛生課
後志保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
	岩内地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
空知保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
	滝川地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
	深川地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
	児童相談部	地域支援課　指導援助課
上川保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
	名寄地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
	富良野地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
	児童相談部	地域支援課　指導援助課
宗谷保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
網走保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　子ども・保健推進課　生活衛生課
	北見地域保健部	企画総務課　健康推進課　地域保健推進課　生活衛生課　食肉検査課　試験検査課
	紋別地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
	児童相談部	地域支援課　指導援助課
胆振保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
	苫小牧地域保健部	企画総務課　健康推進課　地域保健推進課　生活衛生課　試験検査課
	児童相談部	地域支援課　指導援助課
日高保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　子ども・保健推進課　生活衛生課
	静内地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
十勝保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
	児童相談部	地域支援課　指導援助課
釧路保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　食肉検査課　試験検査課
	児童相談部	地域支援課　指導援助課
根室保健福祉事務所	保健福祉部	保健福祉企画課　社会福祉課　子ども・保健推進課　生活衛生課
	中標津地域保健部	企画総務課　健康推進課　生活衛生課

（部の分掌事務）

第262条の５　各部の分掌事務は次のとおりとする。

保健福祉部

(1)　地域保健法第６条に規定する事務に関すること。

(2)　社会福祉に関すること。

(3)　管轄区域内に所在する道立診療所の財務に関すること。

各地域保健部

(1)　地域保健法第６条に規定する事務に関すること。

(2)　管轄区域内に所在する道立診療所の財務に関すること。

児童相談部

児童福祉法第15条の２に規定する事務に関すること。

（課の分掌事務）

第262条の６　保健福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

保健福祉企画課

(1)　所務一般並びに地域保健及び福祉に関する企画及び総合調整に関すること。

(2)　災害援助に関すること。

(3)　庶務に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(4)　財務に関すること。

(5)　その他他課の主管に属しないこと。

社会福祉課

(1)　社会福祉法第14条第５項に規定する福祉に関する事務所の所掌する事務に関すること。

(2)　地域福祉の推進に関すること。

(3)　民生委員に関すること。

(4)　低所得者の福祉対策に関すること。

(5)　戦没者の遺族及び戦傷病者並びに引揚者、未帰還者及び留守家族の援護並びに軍人軍属であった者の恩給等に関すること。

(6)　国民健康保険に関すること。

(7)　介護保険に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

健康推進課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第１項に規定する保健所の健康推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

子ども・保健推進課

(1)　母子福祉及び児童福祉に関すること。

(2)　家庭児童相談室に関すること。

(3)　保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第１項に規定する保健所の子ども・保健推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

生活衛生課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第１項に規定する保健所の生活衛生課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

2　石狩保健福祉事務所、檜山保健福祉事務所、留萌保健福祉事務所、網走保健福祉事務所、日高保健福祉事務所及び根室保健福祉事務所の保健福祉部にあっては、前項の健康推進課の分掌事務は、同項の規定にかかわらず、子ども・保健推進課の分掌事務とする。

3　渡島保健福祉事務所、後志保健福祉事務所、空知保健福祉事務所、上川保健福祉事務所、宗谷保健福祉事務所、胆振保健福祉事務所、十勝保健福祉事務所及び釧路保健福祉事務所の保健福祉部にあっては、第１項の生活衛生課の分掌事務の規定にかかわらず、その生活衛生課及び試験検査課の分掌事務は次のとおりとする。

生活衛生課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第３項に規定する保健所の生活衛生課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

試験検査課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第３項に規定する保健所の試験検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

4　釧路保健福祉事務所保健福祉部にあっては、前項の規定にかかわらず、その食肉検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

食肉検査課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第４項に規定する保健所の食肉検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

第262条の７　各地域保健部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課

(1)　所務一般及び地域保健対策に関する企画及び総合調整に関すること。

(2)　庶務に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(3)　財務に関すること。

(4)　その他他課の主管に属しないこと。

健康推進課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第１項に規定する保健所の健康推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

生活衛生課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第１項に規定する保健所の生活衛生課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

2　網走保健福祉事務所北見地域保健部及び胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部にあって

は、前項の健康推進課及び生活衛生課の分掌事務の規定にかかわらず、その健康推進課及び生活衛生課並びに地域保健推進課及び試験検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康推進課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第２項に規定する保健所の健康推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

生活衛生課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第２項に規定する保健所の生活衛生課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

地域保健推進課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第２項に規定する保健所の地域保健推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

試験検査課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第２項に規定する保健所の試験検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

３　網走保健福祉事務所北見地域保健部にあっては、前項の規定にかかわらず、その食肉検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

食肉検査課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第３項に規定する保健所の食肉検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

第262条の８　児童相談部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域支援課

(1)　庶務に関すること。

(2)　財務に関すること。

(3)　保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の25第１項に規定する児童相談所の地域支援課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

指導援助課

(1)　保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の25第１項に規定する児童相談所の指導援助課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

（企画調整室の分掌事務）

第262条の９　石狩保健福祉事務所児童相談部にあっては、前項の課のほか、企画調整室を置き、次の事務を分掌させる。

企画調整室

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の25第２項に規定する中央児童相談所の企画調整室の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

（地方機関）

第262条の10　保健福祉事務所の事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を分掌させるため、必要の地に同表の右欄に掲げる地方機関を置く。

分掌事務	地方機関
生活保護及び児童、母子福祉に関すること。	保健福祉事務所社会福祉事務出張所
地域保健法第６条に規定する事務のうち、公衆衛生の向上等に関すること。	保健福祉事務所の支所
児童についての相談及び指導、児童の家庭その他の環境の調査、児童の心身及び環境の診断並びに判定、児童及び保護者の心理治療等に関すること。	保健福祉事務所の分室

２　前項の地方機関の名称、位置及び担当区域は、別表第２の２のとおりとする。

（保健福祉事務所の所管）

第262条の11　保健福祉事務所は、所管支庁長の所管に属するものとする。

（駐在所）

第262条の12　保健福祉事務所の長は、管内の保健衛生上必要があるときは、知事の承認を受けて、必要の地に駐在所を置くことができる。

第２目　保健所

（保健所）

第262条の13　地域保健法第５条第１項の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、別表第３のとおりである。

（併置）

第262条の14　次の表の左欄に掲げる保健所は、同表の右欄に掲げる保健福祉事務所の保健福祉部又は各地域保健部に併置する。

保健所名	保健福祉事務所の部名
北海道渡島保健所	渡島保健福祉事務所保健福祉部
北海道江差保健所	檜山保健福祉事務所保健福祉部
北海道八雲保健所	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部
北海道江別保健所	石狩保健福祉事務所保健福祉部
北海道千歳保健所	石狩保健福祉事務所千歳地域保健部
北海道倶知安保健所	後志保健福祉事務所保健福祉部

北海道岩内保健所	後志保健福祉事務所岩内地域保健部
北海道岩見沢保健所	空知保健福祉事務所保健福祉事務所
北海道滝川保健所	空知保健福祉事務所滝川地域保健部
北海道深川保健所	空知保健福祉事務所深川地域保健部
北海道室蘭保健所	胆振保健福祉事務所保健福祉部
北海道苫小牧保健所	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部
北海道浦河保健所	日高保健福祉事務所保健福祉部
北海道静内保健所	日高保健福祉事務所静内地域保健部
北海道上川保健所	上川保健福祉事務所保健福祉部
北海道名寄保健所	上川保健福祉事務所名寄地域保健部
北海道富良野保健所	上川保健福祉事務所富良野地域保健部
北海道留萌保健所	留萌保健福祉事務所保健福祉部
北海道稚内保健所	宗谷保健福祉事務所保健福祉部
北海道北見保健所	網走保健福祉事務所北見地域保健部
北海道網走保健所	網走保健福祉事務所保健福祉部
北海道紋別保健所	網走保健福祉事務所紋別地域保健部
北海道帯広保健所	十勝保健福祉事務所保健福祉部
北海道釧路保健所	釧路保健福祉事務所保健福祉部
北海道根室保健所	根室保健福祉事務所保健福祉部
北海道中標津保健所	根室保健福祉事務所中標津地域保健部

2　前項の表の右欄に掲げる部に置く部長は、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第４条に規定する保健所の所長とする。

3　第１項の表の右欄に掲げる部に置く職員（社会福祉課の職員を除く。）は、同表の左欄に掲げる保健所の職員とする。

（所掌事務）

第262条の15　保健所は、地域保健法第６条に規定する事務を所掌する。

（内部組織）

第262条の16　保健所に次の表の右欄に掲げる課を置く。

保健所名	課名
北海道渡島保健所	保健福祉企画課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
北海道江差保健所	保健福祉企画課　子ども・保健推進課　生活衛生課
北海道八雲保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
北海道江別保健所	保健福祉企画課　子ども・保健推進課　生活衛生課
北海道千歳保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
北海道倶知安保健所	保健福祉企画課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
北海道岩内保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
北海道岩見沢保健所	保健福祉企画課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
北海道滝川保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
北海道深川保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
北海道室蘭保健所	保健福祉企画課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
北海道苫小牧保健所	企画総務課　健康推進課　地域保健推進課　生活衛生課　試験検査課
北海道浦河保健所	保健福祉企画課　子ども・保健推進課　生活衛生課
北海道静内保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
北海道上川保健所	保健福祉企画課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
北海道名寄保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
北海道富良野保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
北海道留萌保健所	保健福祉企画課　子ども・保健推進課　生活衛生課
北海道稚内保健所	保健福祉企画課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
北海道北見保健所	企画総務課　健康推進課　地域保健推進課　生活衛生課　食肉検査課　試験検査課

北海道網走保健所	保健福祉企画課　子ども・保健推進課　生活衛生課
北海道紋別保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課
北海道帯広保健所	保健福祉企画課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　試験検査課
北海道釧路保健所	保健福祉企画課　健康推進課　子ども・保健推進課　生活衛生課　食肉検査課　試験検査課
北海道根室保健所	保健福祉企画課　子ども・保健推進課　生活衛生課
北海道中標津保健所	企画総務課　健康推進課　生活衛生課

（課の分掌事務）

第262条の17　渡島保健所、江差保健所、江別保健所、倶知安保健所、岩見沢保健所、室蘭保健所、浦河保健所、上川保健所、留萌保健所、稚内保健所、網走保健所、帯広保健所、釧路保健所及び根室保健所に置く課の分掌事務は、次のとおりとする。

保健福祉企画課

(1)　所務一般並びに地域保健及び福祉に関する企画及び総合調整に関すること。

(2)　医療施設及び医療法人に関すること。

(3)　医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(4)　死体の解剖及び保存に関すること。

(5)　医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関すること。

(6)　薬局並びに医薬品等の製造業及び販売業に関すること。

(7)　毒物、劇物等の取締りに関すること。

(8)　麻薬、向精神薬、あへん及び大麻並びに覚せい剤の取締りに関すること。

(9)　安全な血液製剤の安定供給の確保に関すること。

(10)　有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。

(11)　保健、医療及び福祉の総合相談に関すること。

(12)　人口動態統計及び保健統計に関すること。

(13)　医療社会事業に関すること。

(14)　介護保険に関すること（医療系サービスに属するもの及び要介護認定に属するものに限る）。

(15)　庶務に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(16)　財務に関すること。

(17)　その他他課の主管に属しないこと。

健康推進課

(1)　結核の予防及び医療に関すること。

(2)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関すること。

(3)　特定疾患に関すること。

(4)　生活習慣病の予防に関すること。

(5)　老人保健に関すること。

(6)　歯科保健に関すること。

(7)　エックス線の撮影等に関すること。

(8)　栄養士及び調理師に関すること。

(9)　栄養指導及び健康・栄養調査に関すること。

(10)　重度心身障害者、母子家庭等の母又は児童、乳幼児及び老人の医療給付に関すること。

(11)　健康の増進に関すること。

(12)　原子爆弾被爆者の医療及び健康診断に関すること。

(13)　地域リハビリテーションに関すること。

子ども・保健推進課

(1)　母子保健及び母体保護に関すること。

(2)　子育て支援に関すること。

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

生活衛生課

(1)　食品衛生に関すること。

(2)　とちく場に関すること（食肉衛生検査所の主管に属するものを除く。）。

(3)　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること（食肉衛生検査所の主管に属するものを除く。）。

(4)　化製場等に関すること。

(5)　狂犬病の予防に関すること。

(6)　理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関すること。

(7)　興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。

(8)　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。

(9)　温泉に関すること。

(10)　水道その他の飲料水供給施設に関すること。

(11)　飲料水の衛生に関すること。

⑿　墓地、火葬場及び納骨堂並びに胞衣及び産わい物の処理に関すること。
⒀　その他環境衛生に関すること。
⒁　衛生上の試験及び検査に関すること。
⒂　犬及び猫の引取りに関すること。

2　江差保健所、江別保健所、浦河保健所、留萌保健所、網走保健所及び根室保健所にあっては、前項の健康推進課の分掌事務は、同項の規定にかかわらず、子ども・保健推進課の分掌事務とする。

3　渡島保健所、倶知安保健所、岩見沢保健所、室蘭保健所、上川保健所、稚内保健所、帯広保健所及び釧路保健所にあっては、第１項の生活衛生課の分掌事務の規定にかかわらず、生活衛生課及び試験検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

生活衛生課

第１項の生活衛生課の分掌事務のうち第15号に掲げる事務以外の事務

試験検査課

第１項の生活衛生課の分掌事務第15号に掲げる事務

4　釧路保健所にあっては、第１項の規定にかかわらず、その食肉検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

食肉検査課

第１項の生活衛生課の分掌事務のうち第２号及び第３号（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）に掲げる事務

第262条の18　八雲保健所、千歳保健所、岩内保健所、滝川保健所、深川保健所、苫小牧保健所、静内保健所、名寄保健所、富良野保健所、北見保健所、紋別保健所及び中標津保健所に置く課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課

⑴　所務一般及び地域保健対策に関する企画及び総合調整に関すること。
⑵　前条第１項の保健福祉企画課の分掌事務のうち第２号から第17号までに掲げる事務

健康推進課

⑴　前条第１項の健康推進課及び子ども・保健推進課の分掌事務
⑵　身体障害児療育相談及び育成医療に関すること。

生活衛生課

前条第１項の生活衛生課の分掌事務

2　北見保健所及び苫小牧保健所にあっては、前項の健康推進課及び生活衛生課の分掌事務の規定にかかわらず、その健康推進課及び生活衛生課並びに地域保健推進課及び試験検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康推進課

前条第１項の健康推進課の分掌事務、同項の子ども・保健推進課の分掌事務第１号に掲げる事務及び前項の健康推進課の分掌事務第２号に掲げる事務

生活衛生課

前条第１項の生活衛生課の分掌事務のうち第15号に掲げる事務以外の事務

地域保健推進課

前条第１項の子ども・健康推進課の分掌事務第２号及び第３号に掲げる事務

試験検査課

前条第１項の生活衛生課の分掌事務第15号に掲げる事務

3　北見保健所にあっては、前２項の規定にかかわらず、その食肉検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

食肉検査課

前条第１項の生活衛生課の分掌事務のうち第２号及び第３号（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）に掲げる事務

（地方機関）

第262条の19　保健所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に保健所の支所を置く。

2　支所の名称、位置及び担当区域は、別表第３の２のとおりとする。

（支所の併置）

第262条の20　次の表の左欄に掲げる保健所支所は、同表の右欄に掲げる保健福祉事務所の支所に併置する。

保健所の支所名	保健福祉事務所の支所名
北海道渡島保健所木古内支所	渡島保健福祉事務所木古内支所
北海道渡島保健所森支所	渡島保健福祉事務所森支所
北海道八雲保健所今金支所	渡島保健福祉事務所今金支所
北海道江別保健所石狩支所	石狩保健福祉事務所石狩支所
北海道倶知安保健所余市支所	後志保健福祉事務所余市支所
北海道岩見沢保健所由仁支所	空知保健福祉事務所由仁支所
北海道留萌保健所天塩支所	留萌保健福祉事務所天塩支所
北海道稚内保健所浜頓別支所	宗谷保健福祉事務所浜頓別支所
北海道稚内保健所利尻支所	宗谷保健福祉事務所利尻支所
北海道紋別保健所遠軽支所	網走保健福祉事務所遠軽支所
北海道帯広保健所新得支所	十勝保健福祉事務所新得支所

北海道帯広保健所広尾支所	十勝保健福祉事務所広尾支所
北海道帯広保健所本別支所	十勝保健福祉事務所本別支所
北海道釧路保健所標茶支所	釧路保健福祉事務所標茶支所

（保健所の所管）

第262条の21　保健所は、所管支庁長の所管に属するものとする。

第３目　児童相談所

（児童相談所）

第262条の22　児童福祉法第15条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、別表第４のとおりである。

（併置）

第262条の23　次の表の左欄に掲げる児童相談所は、同表の右欄に掲げる保健福祉事務所児童相談部に併置する。

児童相談所名	保健福祉事務所の部名
北海道中央児童相談所	石狩保健福祉事務所児童相談部
北海道函館児童相談所	渡島保健福祉事務所児童相談部
北海道岩見沢児童相談所	空知保健福祉事務所児童相談部
北海道旭川児童相談所	上川保健福祉事務所児童相談部
北海道北見児童相談所	網走保健福祉事務所児童相談部
北海道室蘭児童相談所	胆振保健福祉事務所児童相談部
北海道帯広児童相談所	十勝保健福祉事務所児童相談部
北海道釧路児童相談所	釧路保健福祉事務所児童相談部

２　前項の表の右欄に掲げる部に置く部長は、児童福祉法第16条の２に規定する児童相談所の所長とする。

３　第１項の表の右欄に掲げる部に置く職員は、同表の左欄に掲げる児童相談所の職員とする。

（所掌事務）

第262条の24　児童相談所は、児童福祉法第15条の２に規定する事務を行う。

２　中央児童相談所は、前項の事務のほか、各児童相談所の事務に関する連絡調整を行う。

（内部組織及び分掌事務）

第262条の25　児童相談所に地域支援課及び指導援助課を置き、次の事務を分掌させる。

地域支援課

(1)　庶務に関すること。

(2)　財務に関すること。

(3)　児童についての相談及び指導に関すること（相談員に係るものに限る。）。

(4)　児童の家庭その他の環境の調査に関すること（相談員に係るものに限る。）。

(5)　里親及び保護受託者に関すること。

(6)　社会福祉事務所及び児童委員等関係機関との連絡等に関すること。

(7)　その他他課の主管に属しないこと。

指導援助課

(1)　児童についての相談及び指導に関すること（児童福祉司に係るものに限る。）。

(2)　児童の家庭その他の環境の調査に関すること（児童福祉司に係るものに限る。）。

(3)　児童の心身及び環境の診断並びに判定に関すること。

(4)　児童及び保護者の心理治療等に関すること。

(5)　児童の一時保護に関すること。

２　中央児童相談所にあっては、前項の課のほか、企画調整室を置き、次の事務を分掌させる。

企画調整室

(1)　関係機関及び各児童相談所との連絡調整に関すること。

(2)　児童相談所職員の研修に関すること。

(3)　児童福祉に関する事項の調査及び研究に関すること。

（地方機関）

第262条の26　児童相談所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に児童相談所の分室を置く。

２　分室の名称、位置及び担当区域は、別表第４の２のとおりとする。

（分室の併置）

第262条の27　次の表の左欄に掲げる児童相談所分室は、同表の右欄に掲げる保健福祉事務所分室に併置する。

児童相談所分室名	保健福祉事務所児童相談部分室名
北海道旭川児童相談所稚内分室	上川保健福祉事務所稚内分室

（児童相談所の所管）

第262条の28　児童相談所は、所管支庁長の所管に属するものとする。

第265条及び第270条中「所轄支庁長」を「所管支庁長」に改める。

第３章第10節第２款の款名を次のように改める。

第２款　保健福祉事務所の長の所管に属する出先機関

第270条の５中「保健所」を「保健福祉事務所」に改め、第３章第10節第２款中同条を第270条の22とし、第270条の４を第270条の21とし、第270条の３を第270条の20とし、第270条の２第２項中「次の」を「別表第７の５の」に改め、同項の表を削り、同表を第270条の19とする。

第３章第10節第１款に次の２目を加える。

第５目　森づくりセンター

（設置）

第270条の２　森林の総合利用の推進、林業普及指導業務、北海道有林野（以下「道有林野という。）及び道民の森の整備管理並びに道民の森の利用に関する事務を行うため、森づくりセンターを設置する。

２　森づくりセンターの名称、位置及び管轄区域は、別表第６のとおりとする。

３　次の表の左欄に掲げる森づくりセンターは、同表の中欄に掲げる森づくりセンターが管轄する区域のうち、同表の右欄に掲げる管轄区域の道有林野及び道民の森（治山林道に関する部分に限る。）の整備管理について管轄する。

名　　称	名　　称	管　轄　区　域
北海道渡島東部森づくりセンター	北海道檜山森づくりセンター	瀬棚郡
北海道渡島西部森づくりセンター	北海道檜山森づくりセンター	檜山郡　爾志郡　久遠郡　奥尻郡
北海道後志森づくりセンター	北海道渡島東部森づくりセンター	山越郡長万部町
	北海道胆振森づくりセンター	伊達市　虻田郡豊浦町、虻田町及び洞爺村　有珠郡
北海道空知森づくりセンター	北海道石狩森づくりセンター	札幌市　北広島市　江別市　石狩市　石狩郡　厚田郡　浜益郡
北海道上川北部森づくりセンター	北海道留萌森づくりセンター	天塩郡天塩町及び幌延町
	北海道宗谷森づくりセンター	稚内市　宗谷郡　枝幸郡　天塩郡豊富町
北海道留萌森づくりセンター	北海道宗谷森づくりセンター	礼文郡　利尻郡
北海道胆振森づくりセンター	北海道石狩森づくりセンター	千歳市　恵庭市
	北海道空知森づくりセンター	夕張市　夕張郡
北海道十勝森づくりセンター	北海道釧路森づくりセンター	白糠郡
北海道釧路森づくりセンター	北海道根室森づくりセンター	根室市　野付郡　標津郡　目梨郡

（所掌事務）

第270条の３　森づくりセンターは、次の事務を所掌する。

(1)　森林の総合利用の推進に関すること。

(2)　森林及び林業に関する技術及び知識についての普及に関すること。

(3)　一般民有林の施業についての指導に関すること。

(4)　道有林野の管理保護に関すること。

(5)　道有林野の産物の売払いに関すること。

(6)　道有林野の造林に関すること。

(7)　道有林野の林木育種に関すること。

(8)　道有林野及び道民の森の林道及び治山に関すること。

２　檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターは、前項の規定にかかわらず、次の事務を所掌する。

(1)　森林の総合利用の推進に関すること。

(2)　森林及び林業に関する技術及び知識についての普及に関すること。

(3)　一般民有林の施業についての指導に関すること。

３　石狩森づくりセンターは、第１項の規定にかかわらず、前項に定めるもののほか、次の事務を所掌する。

(1)　道民の森整備事業の施行に関すること。

(2)　道民の森の施設等の管理及び維持に関すること。

(3)　道民の森の利用に関すること。

(4)　その他前３号の業務に附帯する事務に関すること。

（内部組織）

第270条の４　次の表の左欄に掲げる森づくりセンターに同表の右欄に掲げる課を置く。

名　　称	課　　名

森づくりセンター（石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）	管理課　普及課　森林整備課
石狩森づくりセンター	道民の森課　普及課

（課の分掌事務）

第270条の５　各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)　森づくりセンター業務一般の企画及び総合調整に関すること。

(2)　道有林野の管理（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

(3)　庶務に関すること。

(4)　財務に関すること。

(5)　森林の総合利用の推進に関すること。

(6)　その他他課の主管に属しないこと。

道民の森課

(1)　森づくりセンター業務一般の企画及び総合調整に関すること。

(2)　庶務に関すること。

(3)　財務に関すること。

(4)　道民の森整備事業の施行に関すること。

(5)　道民の森の施設等の管理及び維持に関すること。

(6)　道民の森の利用に関すること。

(7)　その他他課の所管に属しないこと。

普及課

(1)　森林及び林業に関する技術及び知識についての普及指導に関すること。

(2)　一般民有林の施業についての指導に関すること。

(3)　普及指導の対象者の組織化に関すること。

(4)　普及指導の対象者の実態及び要請等の各種情報の収集整理に関すること。

(5)　森林の総合利用の推進に関すること（石狩森づくりセンターに限る。）。

森林整備課

(1)　道有林野事業の整備管理に関すること。

(2)　林野産物の売払いに関すること。

(3)　林地の利用に係る調整に関すること。

(4)　造林に関すること。

(5)　林木育種に関すること。

(6)　林道に関すること。

(7)　治山に関すること。

（地方機関）

第270条の６　森づくりセンターの事務の一部を分掌させるため、所要の地に事務所を置く。

２　事務所の名称、位置及び担当区域は、別表第６の２のとおりとする。

３　事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　森林及び林業に関する技術及び知識についての普及指導に関すること。

(2)　一般民有林の施業についての指導に関すること。

(3)　普及指導の対象者の実態及び要請等の各種情報の収集整理に関すること。

（森づくりセンターの所管）

第270条の７　森づくりセンターは、所管支庁長の所管に属するものとする。

第６目　土木現業所

（設置）

第270条の８　道路、河川、砂防施設、海岸等（以下「公共施設等」という。）の管理及び工事施行その他土木に関する事務を行うため、土木現業所を設置する。

２　土木現業所の名称、位置及び管轄区域は、別表第７のとおりとする。

３　知事は、工事の区域が２以上の土木現業所の管轄区域にわたる場合等、特別の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、一の土木現業所を指定して、これに他の土木現業所の管轄区域における工事を実施させることができる。

（所掌事務）

第270条の９　土木現業所は、次の事務を所掌する。

(1)　公共施設等の管理及び維持に関すること。

(2)　公共事業の施行その他土木に関すること。

(3)　公共事業用地等の取得等に関すること。

(4)　治水及び利水並びに公有水面の埋立てに関すること。

(5)　廃道敷地、廃川敷地等の管理及び処分に関すること。

(6)　都市計画事業に関すること。

２　土木現業所は、前項の事務のほか、水産林務部の分掌する漁港及び海岸に関する事務（支庁水産課の主管に属するものを除く。）を所掌する。

（内部組織）

第270条の10　土木現業所に次の表の中欄に掲げる部を置き、部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課（室）を置く。

土木現業所名	部　　名	室　　（課）　　名

札幌土木現業所 小樽土木現業所 留萌土木現業所 稚内土木現業所 網走土木現業所 釧路土木現業所	企画総務部	総務課　工事契約課　企画調整室
	管理部	用地課　管理課
	事業部	道路建設課　治水課　事業課
室蘭土木現業所	企画総務部	総務課　工事契約課　企画調整室
	管理部	用地課　管理課
	事業部	道路建設課　治水課
函館土木現業所 旭川土木現業所 帯広土木現業所	企画総務部	総務課　工事契約課　企画調整室
	管理部	用地課　管理課
	事業部	道路建設課　治水課　事業第一課　事業第二課

2　前項に定めるもののほか、釧路土木現業所事業部事業課にダム整備室を、函館土木現業所事業部事業第二課にダム管理室を置く。

（部の分掌事務）

第270条の11　各部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画総務部

(1)　土木事業等の企画及び総合調整に関すること。

(2)　公共事業の契約等に関すること。

(3)　所の庶務、財務その他他部の主管に属しないこと。

管理部

(1)　公共施設等の管理（他部の主管に属するものを除く。）及び公有水面の埋立ての免許に関すること。

(2)　公共事業用地等の取得等に関すること。

(3)　廃道敷地、廃川敷地等の管理及び処分に関すること。

事業部

(1)　公共施設等の管理及び維持に関すること。

(2)　公共事業の施行その他土木に関すること。

(3)　治水及び利水に関すること。

(4)　都市計画事業に関すること。

（企画調整室の分掌事務）

第270条の12　企画総務部企画調整室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　土木事業に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2)　市町村の道路、都市計画、河川等に係る事業の技術指導等に関すること。

(3)　土木事業に係る設計監理に関すること。

（課（室）の分掌事務）

第270条の13　企画総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)　所務一般の企画及び総合調整に関すること。

(2)　土木事業に係る労務管理に関すること。

(3)　庶務に関すること。

(4)　財務に関すること（他課（室）の主管に属するものを除く。）。

(5)　その他他課（室）の主管に属しないこと。

工事契約課

(1)　工事等の契約に関すること。

(2)　予算の経理に関すること（前号の事務に係るものに限る。）

(3)　工事管理事務に関すること。

2　管理部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

用地課

(1)　公共事業用地等の取得に関すること。

(2)　公共事業用地等の取得に伴う損失補償に関すること。

(3)　廃道敷地、廃川敷地等（第二種普通財産であるものに限る。）の管理及び処分に関すること。

管理課

(1)　公共施設等の管理に関すること。

(2)　公有水面の埋立ての免許に関すること。

(3)　廃道敷地、廃川敷地等の管理に関すること（用地課の主管に属するものを除く。）。

3　事業部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

道路建設課

(1)　道路の維持及び修繕に関すること。

(2)　道路に係る工事の施行に関すること。

(3)　都市計画事業の施行に関すること。

(4)　空港に係る工事の施行に関すること。

治水課

(1)　河川、海岸、漁港、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の維持及び修繕に関すること。

(2)　治水、利水等に係る工事の施行に関すること。

事業課

(1) 公共施設等の管理並びに維持及び修繕の実施に関すること（出張所の担当区域に係るものを除く。）。

(2) 道路、都市計画、治水、利水等に係る工事の設計及び監督に関すること（出張所の担当区域に係るものを除く。）。

事業第一課

(1) 公共施設等の管理並びに維持及び修繕の実施に関すること（出張所の担当区域に係るものを除く。）。

(2) 道路、治水等に係る工事の設計及び監督に関すること（他課（室）の主管に属するもの及び出張所の担当区域に係るのを除く。）。

事業第二課

道路、都市計画、治水、利水等に係る工事の設計及び監督に関すること（出張所の担当区域に係るものを除く。）。

4　事業部事業課ダム整備室の分掌事務は、ダムに係る建設工事の実施に関する事務とする。

5　事業部事業第二課ダム管理室の分掌事務は、ダムに係る建設工事の実施及びダムの維持管理に関する事務とする。

（地方機関）

第270条の14　土木現業所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に土木現業所の出張所、総合ダム事務所及びダム建設事務所を置く。

第270条の15　出張所の名称、位置及び担当区域は、別表第７の２のとおりとする。

2　函館土木現業所奥尻出張所に空港整備室を置く。

3　出張所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公共施設等の管理並びに維持及び修繕の実施に関すること。

(2) 道路、都市計画、治水、利水等に係る工事の設計及び監督に関すること。

4　空港整備室の分掌事務は、前項の出張所の分掌事務のうち奥尻空港に係る建設工事の実施に関する事務とする。

5　土木現業所の長は、出張所の事務を分掌させるため必要があるときは、知事の承認を受けて、必要の地に総合治水事務所及び事業所を置くことができる。

第270条の16　総合ダム事務所の名称及び位置は、別表第７の３のとおりとする。

2　総合ダム事務所は、ダムに係る建設工事の実施及びダムの維持管理に関する事務を分掌する。

第270条の17　ダム建設事務所の名称及び位置は、別表第７の４のとおりとする。

2　ダム建設事務所は、ダムに係る建設工事の実施に関する事務を分掌する。

（土木現業所の所管）

第270条の18　土木現業所は、所管支庁長の所管に属するものとする。

第271条第２項中「次の」を「別表第７の６の」に改め、同項の表を削る。

第274条の３第１項の表中

「

札幌医科大学附属情報センター	札幌市

」

を

「

札幌医科大学附属病院	札幌市
札幌医科大学附属情報センター	札幌市

」

に改め、同条第２項の表中

「

札幌医科大学医学部附属病院	札幌市
札幌医科大学医学部附属がん研究所	札幌市

」

を

「

札幌医科大学医学部附属がん研究所	札幌市

」

に改める。

第３章第11節第３款中第１目を第１目の２とし、同款に第１目として次の１目を加える。

第１目　附属病院

（所掌事務）

第275条の４の２　札幌医科大学附属病院は、学生の実地指導及び研究並びに道民の診療を行う事務を所掌する。

（内部組織）

第275条の４の３　附属病院に次の診療科を置く。

第一内科
第二内科
第三内科
第四内科
神経内科
第一外科
第二外科
整形外科
脳神経外科
婦人科

産科周産期科
小児科
眼科
皮膚科
形成外科
泌尿器科
耳鼻咽喉科
神経精神科
放射線科
麻酔科
総合診療科
歯科口腔外科

2　附属病院に次の部を置く。
薬剤部
手術部
検査部
機器診断部
病理部
放射線部
医療材料部
リハビリテーション部
救急集中治療部
看護部

3　附属病院に放射線管理室、中央写真室及び臨床工学室を置く。

（分掌事務）

第275条の４の４　診療科の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)　患者の診療及び救護に関すること。
(2)　保健指導に関すること。
(3)　学用患者に関すること。
(4)　病理解剖に関すること。
(5)　診療録の保管に関すること。
(6)　診療諸室の管理に関すること。
(7)　医事統計及び報告に関すること。
(8)　臨床研修医の教育指導に関すること。

2　各部の分掌事務は、次のとおりとする。

薬剤部
(1)　調剤及び製薬に関すること。
(2)　薬品及び衛生用品の保管に関すること。
(3)　薬品及び飲食物の試験に関すること。
(4)　処方箋（せん）の保管に関すること。
(5)　医薬品情報の提供に関すること。
(6)　薬事統計及び報告に関すること。

手術部
(1)　手術に関すること。
(2)　手術室の管理に関すること。
(3)　手術記録の整理及び保管に関すること。

検査部
(1)　患者の診療に係る検体諸検査及び診断に関すること。
(2)　検査諸室の管理に関すること。
(3)　検査記録の整理及び保管に関すること。

機器診断部
(1)　患者の診療に係る生理学的検査、非エックス線性映像診断及び内視鏡検査に関すること。
(2)　検査諸室の管理に関すること。
(3)　検査記録の整理及び保管に関すること。

病理部
(1)　患者の診療に係る病理学的検査及び診断に関すること。
(2)　検査諸室の管理に関すること。
(3)　検査記録の整理及び保管に関すること。

放射線部
(1)　エックス線透視及び写真撮影に関すること。
(2)　放射線による治療及び検査に関すること。
(3)　磁気共鳴装置による検査に関すること。
(4)　放射線諸室の管理に関すること。
(5)　放射線及び磁器共鳴装置に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

医療材料部
(1)　医療材料の管理、整備、滅菌、消毒及び受払いに関すること。
(2)　医療材料諸室の管理に関すること。
(3)　医療材料に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

リハビリテーション部

(1)　患者のリハビリテーションに関すること。
(2)　リハビリテーション諸室の管理に関すること。
(3)　リハビリテーションに係る諸記録の整理及び保管に関すること。

救急集中治療部

(1)　救急治療及び集中治療に関すること。
(2)　救急治療用及び集中治療用の器具及び材料の整備及び保管に関すること。
(3)　その他救急治療患者及び集中治療患者に関すること。
(4)　救急治療諸室及び集中治療諸室の管理に関すること。

看護部

(1)　看護及び診療補助に関すること。
(2)　看護部職員の勤務配置に関すること。
(3)　看護職員室の管理に関すること。
(4)　看護学生の教育及び実習指導に関すること。
(5)　病室に関すること。
(6)　患者の生活指導に関すること。
(7)　看護師宿舎に関すること。

3　放射線管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)　附属病院における放射性同位元素の使用管理に関すること。
(2)　附属病院における放射線の障害防止に関すること。

4　中央写真室の分掌事務は、附属病院における教育、研究及び診療に係る撮影等に関する事務とする。

5　臨床工学室の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)　診療の補助としての生命維持管理装置の操作に関すること。
(2)　生命維持管理装置の保守点検に関すること。

第279条第１項第１号を次のように改める。

(1)　支庁の各部の課（室）及び課の室並びに支庁道税事務所（課を置く支庁道税事務所にあっては、支庁道税事務所の課）、社会福祉事務出張所、耕地出張所及び防災ダム建設事務所、保健福祉事務所の課、保健福祉事務所の支所及び食肉衛生検査所の課、地域農業改良普及センター、森づくりセンター（課を置く森づくりセンターにあっては、森づくりセンターの課）、土木現業所の課（室）及び課の室並びに土木現業所の出張所（室を置く出張所にあっては、出張所の室）、総合ダム事務所、ダム建設事務所及び空港管理事務所並びに出張所の総合治水事務所並びに事業所

第279条第１項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第29号までを２号ずつ繰り上げ、第30号を削り、第31号を第28号とし、第32号から第36号までを３号ずつ繰り上げ、第37号を削り、第38号を第34号とし、第39号及び第40号を削り、第41号を第35号とする。

第279条の３の表を次のように改める。

附　属　機　関　名	庶務担当部、課（室）
各保健所運営協議会	各保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課及び地域保健部企画総務課
江別保健所及び千歳保健所結核診査協議会	石狩保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
倶知安保健所及び岩内保健所結核診査協議会	後志保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
浦河保健所及び静内保健所結核診査協議会	日高保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
北見保健所及び網走保健所結核診査協議会	網走保健福祉事務所北見地域保健部健康推進課
根室保健所及び中標津保健所結核診査協議会	根室保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
その他の各保健所結核診査協議会	その他の各保健福祉事務所保健福祉部健康推進課及び地域保健部健康推進課
江別保健所及び千歳保健所感染症診査協議会	石狩保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
倶知安保健所及び岩内保健所感染症診査協議会	後志保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
浦河保健所及び静内保健所感染症診査協議会	日高保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
北見保健所及び網走保健所感染症診査協議会	網走保健福祉事務所北見地域保健部健康推進課
根室保健所及び中標津保健所感染症診査協議会	根室保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
その他の各保健所感染症診査協議会	その他の各保健福祉事務所保健福祉部健康推進課及び地域保健部健康推進課
北海道精神医療審査会	精神保健福祉センター保健福祉推進部
北海道地方競馬運営委員会	競馬事務所企画課

別表第１中２の表を削り、３の表を２の表とし、４の表を３の表とし、５の表を４の表とし、同表６の表中「椴法華村」を「椴法華村　茅部郡南茅部町」に、

「

渡島支庁渡島東部地区水産技術普及指導所	茅部郡南茅部町	茅部郡南茅部町　鹿部町
渡島支庁渡島北部地区水産技術普及指導所	茅部郡森町	茅部郡砂原町　森町　山越郡八雲町　長万部町

」を

「

渡島支庁渡島北部地区水産技術普及指導所	茅部郡森町	茅部郡鹿部町　砂原町　森町　山越郡八雲町　長万部町

」に

改め、同表６の表を同表５の表とする。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第262条の２関係）

保健福祉事務所の名称、位置及び管轄区域

名　　称	位　　置	管　　轄　　区　　域
北海道石狩保健福祉事務所	札幌市	札幌市　江別市　千歳市　恵庭市　北広島市　石狩市　当別町　新篠津村　厚田村　浜益村
北海道渡島保健福祉事務所	函館市	函館市　松前町　福島町　知内町　木古内町　上磯町　大野町　七飯町　戸井町　恵山町　椴法華村　南茅部町　鹿部町　砂原町　森町　八雲町　長万部町
北海道檜山保健福祉事務所	檜山郡江差町	江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　熊石町　大成町　奥尻町　瀬棚町　北檜山町　今金町
北海道後志保健福祉事務所	虻田郡倶知安町	小樽市　島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　共和町　岩内町　泊村　神恵内村　積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村
北海道空知保健福祉事務所	岩見沢市	夕張市　岩見沢市　美唄市　芦別市　赤平市　三笠市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　北村　栗沢町　南幌町　奈井江町　上砂川町　由仁町　長沼町　栗山町　月形町　浦臼町　新十津川町　妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町　幌加内町
北海道上川保健福祉事務所	旭川市	旭川市　士別市　名寄市　富良野市　鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町　上富良野町　中富良野町　南富良野町　占冠村　和寒町　剣淵町　朝日町　風連町　下川町　美深町　音威子府村　中川町
北海道留萌保健福祉事務所	留萌市	留萌市　増毛町　小平町　苫前町　羽幌町　初山別村　遠別町　天塩町　幌延町
北海道宗谷保健福祉事務所	稚内市	稚内市　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　歌登町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町
北海道網走保健福祉事務所	網走市	北見市　網走市　紋別市　東藻琴村　女満別町　美幌町　津別町　斜里町　清里町　小清水町　端野町　訓子府町　置戸町　留辺蘂町　佐呂間町　常呂町　生田原町　遠軽町　丸瀬布町　白滝村　上湧別町　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町
北海道胆振保健福祉事務所	室蘭市	室蘭市　苫小牧市　登別市　伊達市　豊浦町　虻田町　洞爺村　大滝村　壮瞥町　白老町　早来町　追分町　厚真町　鵡川町　穂別町
北海道日高保健福祉事務所	浦河郡浦河町	日高町　平取町　門別町　新冠町　静内町　三石町　浦河町　様似町　えりも町
北海道十勝保健福祉事務所	帯広市	帯広市　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　中札内村　更別村　忠類村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町
北海道釧路保健福祉事務所	釧路市	釧路市　釧路町　厚岸町　浜中町　標茶町　弟子屈町　阿寒町　鶴居村　白糠町　音別町
北海道根室保健福祉事務所	根室市	根室市　別海町　中標津町　標津町　羅臼町

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第２の２（第262条の10関係）

保健福祉事務所の地方機関の名称、位置及び担当区域

1　社会福祉事務出張所

名　称	位　置	担　当　区　域
渡島保健福祉事務所松前社会福祉事務出張所	松前郡松前町	松前郡松前町
檜山保健福祉事務所北檜山社会福祉事務出張所	瀬棚郡北檜山町	瀬棚郡瀬棚町　北檜山町　今金町
後志保健福祉事務所余市社会福祉事務出張所	余市郡余市町	余市郡余市町　仁木町　赤井川村　古平郡古平町　積丹郡積丹町
後志保健福祉事務所寿都社会福祉事務出張所	寿都郡寿都町	寿都郡寿都町　黒松内町　島牧郡島牧村
空知保健福祉事務所深川社会福祉事務出張所	深川市	雨竜郡妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町　幌加内町
上川保健福祉事務所名寄社会福祉事務出張所	名寄市	上川郡朝日町　風連町　下川町　中川郡美深町　中川町　音威子府村
留萌保健福祉事務所天塩社会福祉事務出張所	天塩郡天塩町	天塩郡遠別町　天塩町　幌延町
宗谷保健福祉事務所鴛泊社会福祉事務出張所	利尻郡利尻富士町	礼文郡礼文町　利尻郡利尻富士町　利尻町
網走保健福祉事務所紋別社会福祉事務出張所	紋別市	紋別郡滝上町　興部町　西興部村　雄武町
網走保健福祉事務所遠軽社会福祉事務出張所	紋別郡遠軽町	紋別郡生田原町　遠軽町　丸瀬布町　白滝村　上湧別町　湧別町
根室保健福祉事務所中標津社会福祉事務出張所	標津郡中標津町	標津郡中標津町　標津町　目梨郡羅臼町　野付郡別海町

2　保健福祉事務所の支所

名　称	位　置	担　当　区　域
石狩保健福祉事務所石狩支所	石狩市	石狩市　厚田村　浜益村
渡島保健福祉事務所木古内支所	上磯郡木古内町	松前町　福島町　知内町　木古内町
渡島保健福祉事務所森支所	茅部郡森町	南茅部町　鹿部町　砂原町　森町
渡島保健福祉事務所今金支所	瀬棚郡今金町	大成町　瀬棚町　北檜山町　今金町
後志保健福祉事務所余市支所	余市郡余市町	積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村
空知保健福祉事務所由仁支所	夕張郡由仁町	夕張市　南幌町　由仁町　長沼町　栗山町
留萌保健福祉事務所天塩支所	天塩郡天塩町	遠別町　天塩町　幌延町
宗谷保健福祉事務所浜頓別支所	枝幸郡浜頓別町	浜頓別町　中頓別町　枝幸町　歌登町
宗谷保健福祉事務所利尻支所	利尻郡利尻町	礼文町　利尻町　利尻富士町
網走保健福祉事務所遠軽支所	紋別郡遠軽町	佐呂間町　生田原町　遠軽町　丸瀬布町　白滝村　上湧別町　湧別町
十勝保健福祉事務所新得支所	上川郡新得町	鹿追町　新得町　清水町
十勝保健福祉事務所広尾支所	広尾郡広尾町	忠類村　大樹町　広尾町
十勝保健福祉事務所本別支所	中川郡本別町	本別町　足寄町　陸別町
釧路保健福祉事務所標茶支所	川上郡標茶町	標茶町　弟子屈町

3　保健福祉事務所の分室

名　称	位　置	担　当　区　域
上川保健福祉事務所児童相談部稚内分室	稚内市	稚内市　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　歌登町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町

別表第３を次のように改める。

別表第３（第262条の13関係）

保健所の名称、位置及び所管区域

名　　称	位　　置	所　　管　　区　　域
北海道渡島保健所	函館市	松前町　福島町　知内町　木古内町　上磯町　大野町　七飯町　戸井町　恵山町　椴法華村　南茅部町　鹿部町　砂原町　森町
北海道江差保健所	檜山郡江差町	江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　熊石町　奥尻町
北海道八雲保健所	山越郡八雲町	八雲町　長万部町　大成町　瀬棚町　北檜山町　今金町
北海道江別保健所	江別市	江別市　石狩市　当別町　新篠津村　厚田村　浜益村
北海道千歳保健所	千歳市	千歳市　恵庭市　北広島市
北海道倶知安保健所	虻田郡倶知安町	島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村
北海道岩内保健所	岩内郡岩内町	共和町　岩内町　泊村　神恵内村
北海道岩見沢保健所	岩見沢市	夕張市　岩見沢市　美唄市　三笠市　北村　栗沢町　南幌町　由仁町　長沼町　栗山町　月形町
北海道滝川保健所	滝川市	芦別市　赤平市　滝川市　砂川市　歌志内市　奈井江町　上砂川町　浦臼町　新十津川町　雨竜町
北海道深川保健所	深川市	深川市　妹背牛町　秩父別町　北竜町　沼田町　幌加内町
北海道室蘭保健所	室蘭市	室蘭市　登別市　伊達市　豊浦町　虻田町　洞爺村　大滝村　壮瞥町
北海道苫小牧保健所	苫小牧市	苫小牧市　白老町　早来町　追分町　厚真町　鵡川町　穂別町
北海道浦河保健所	浦河郡浦河町	三石町　浦河町　様似町　えりも町
北海道静内保健所	静内郡静内町	日高町　平取町　門別町　新冠町　静内町
北海道上川保健所	旭川市	鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町
北海道名寄保健所	名寄市	士別市　名寄市　和寒町　剣淵町　朝日町　風連町　下川町　美深町　音威子府村　中川町
北海道富良野保健所	富良野市	富良野市　上富良野町　中富良野町　南富良野町　占冠村
北海道留萌保健所	留萌市	留萌市　増毛町　小平町　苫前町　羽幌町　初山別村　遠別町　天塩町　幌延町
北海道稚内保健所	稚内市	稚内市　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　歌登町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町
北海道北見保健所	北見市	北見市　女満別町　美幌町　津別町　端野町　訓子府町　置戸町　留辺蘂町
北海道網走保健所	網走市	網走市　東藻琴村　斜里町　清里町　小清水町　常呂町
北海道紋別保健所	紋別市	紋別市　佐呂間町　生田原町　遠軽町　丸瀬布町　白滝村　上湧別町　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町
北海道帯広保健所	帯広市	帯広市　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　中札内村　更別村忠類村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町
北海道釧路保健所	釧路市	釧路市　釧路町　厚岸町　浜中町　標茶町　弟子屈町　阿寒町　鶴居村　白糠町　音別町
北海道根室保健所	根室市	根室市
北海道中標津保健所	標津郡中標津町	中標津町　別海町　中標津町　標津町　羅臼町

別表第３の次に次の１表を加える。

別表第３の２（第262条の19関係）

保健所の地方機関の名称、位置及び担当区域

保健所の支所

名　　称	位　　置	担　　当　　区　　域
北海道渡島保健所木古内支所	上磯郡木古内町	松前町　福島町　知内町　木古内町
北海道渡島保健所森支所	茅部郡森町	南茅部町　鹿部町　砂原町　森町
北海道八雲保健所今金支所	瀬棚郡今金町	大成町　瀬棚町　北檜山町　今金町
北海道江別保健所石狩支所	石狩市	石狩市　厚田村　浜益村
北海道倶知安保健所余市支所	余市郡余市町	積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村
北海道岩見沢保健所由仁支所	夕張郡由仁町	夕張市　南幌町　由仁町　長沼町　栗山町
北海道留萌保健所天塩支所	天塩郡天塩町	遠別町　天塩町　幌延町
北海道稚内保健所浜頓別支所	枝幸郡浜頓別町	浜頓別町　中頓別町　枝幸町　歌登町
北海道稚内保健所利尻支所	利尻郡利尻町	礼文町　利尻町　利尻富士町
北海道紋別保健所遠軽支所	紋別郡遠軽町	佐呂間町　生田原町　遠軽町　丸瀬布町　白滝村　上湧別町　湧別町
北海道帯広保健所新得支所	上川郡新得町	鹿追町　新得町　清水町
北海道帯広保健所広尾支所	広尾郡広尾町	忠類村　大樹町　広尾町
北海道帯広保健所本別支所	中川郡本別町	本別町　足寄町　陸別町
北海道釧路保健所標茶支所	川上郡標茶町	標茶町　弟子屈町

別表第４を次のように改める。

別表第４（第262条の22関係）

児童相談所の名称、位置及び管轄区域

名　　称	位　　置	管　　轄　　区　　域
北海道中央児童相談所	札幌市	江別市　千歳市　恵庭市　北広島市　石狩市　当別町　新篠津村　厚田村　浜益村　小樽市　島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　共和町　岩内町　泊村　神恵内村　積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村
北海道旭川児童相談所	旭川市	旭川市　士別市　名寄市　富良野市　鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町　上富良野町　中富良野町　南富良野町　占冠村　和寒町　剣淵町　朝日町　風連町　下川町　美深町　音威子府村　中川町　留萌市　増毛町　小平町　苫前町　羽幌町　初山別村　遠別町　天塩町　幌延町　稚内市　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　歌登町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町
北海道帯広児童相談所	帯広市	帯広市　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　中札内村　更別村　忠類村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町
北海道釧路児童相談所	釧路市	釧路市　釧路町　厚岸町　浜中町　標茶町　弟子屈町　阿寒町　鶴居村　白糠町　音別町　根室市　別海町　中標津町　標津町　羅臼町
北海道函館児童相談所	函館市	函館市　松前町　福島町　知内町　木古内町　上磯町　大野町　七飯町　戸井町　恵山町　椴法華村　南茅部町　鹿部町　砂原町　森町　八雲町　長万部町　江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　熊石町　大成町　奥尻町　瀬棚町　北檜山町　今金町
北海道北見児童相談所	北見市	北見市　網走市　紋別市　東藻琴村　女満別町　美幌町　津別町　斜里町　清里町　小清水町　端野町　訓子府町　置戸町　留辺蘂町　佐呂間町　常呂町　生田原町　遠軽町　丸瀬布町　白滝村　上湧別町　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町
北海道岩見沢児童相談所	岩見沢市	夕張市　岩見沢市　美唄市　芦別市　赤平市　三笠市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　北村　栗沢町　南幌町　奈井江町　上砂川町　由仁町　長沼町　栗山町　月形町　浦臼町　新十津川町　妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町　幌加内町
北海道室蘭児童相談	室蘭市	室蘭市　苫小牧市　登別市　伊達市　豊浦町

所		虻田町　洞爺村　大滝村　壮瞥町　白老町　早来町　追分町　厚真町　鵡川町　穂別町　日高町　平取町　門別町　新冠町　静内町　三石町　浦河町　様似町　えりも町

別表第４の次に次の１表を加える。

別表第４の２（第262条の26関係）

児童相談所の地方機関の名称、位置及び担当区域

児童相談所の分室

名　　称	位　置	担　　当　　区　　域
北海道旭川児童相談所稚内分室	稚内市	稚内市　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　歌登町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町

別表第５中

「

上川支庁旭川地区農業改良普及センター	旭川市	旭川市　鷹栖町
上川支庁上川中央地区農業改良普及センター	上川郡当麻町	当麻町　比布町　愛別町　上川町

」

を

「

上川支庁上川中部地区農業改良普及センター	上川郡当麻町	旭川市　鷹栖町　当麻町　比布町　愛別町　上川町

」

に改める。

別表第６中

「

上川支庁旭川地区農業改良普及センター	旭川市	上川支庁大雪地区農業改良普及センター 上川支庁旭川地区農業改良普及センター 上川支庁上川中央地区農業改良普及センター

」

を

「

上川支庁上川中部地区農業改良普及センター	上川郡当麻町	上川支庁大雪地区農業改良普及センター 上川支庁上川中部地区農業改良普及センター

」

に改め、同表を別表第５の２とし、

別表第７を別表第５の３とし、同表の次に次の８表を加える。

別表第６（第270条の２関係）

森づくりセンターの名称、位置及び管轄区域

名　　称	位　　置	管　　轄　　区　　域
北海道石狩森づくりセンター	石狩郡当別町	札幌市　千歳市　恵庭市　北広島市　江別市　石狩市　石狩郡　厚田郡　浜益郡
北海道渡島東部森づくりセンター	函館市	函館市　上磯郡上磯町　亀田郡　茅部郡　山越郡
北海道渡島西部森づくりセンター	松前郡松前町	松前郡　上磯郡（上磯町を除く。）
北海道檜山森づくりセンター	檜山郡江差町	檜山郡　爾志郡　久遠郡　奥尻郡　瀬棚郡
北海道後志森づくりセンター	虻田郡倶知安町	小樽市　島牧郡　寿都郡　磯谷郡　虻田郡（豊浦町、虻田町及び洞爺村を除く。）　岩内郡　古宇郡　積丹郡　古平郡　余市郡
北海道空知森づくりセンター	岩見沢市	岩見沢市　夕張市　美唄市　芦別市　赤平市　三笠市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　空知郡（上富良野町、中富良野町及び南富良野町を除く。）　夕張郡　樺戸郡　雨竜郡
北海道上川南部森づくりセンター	旭川市	旭川市　富良野市　上川郡（和寒町、剣淵町、朝日町、風連町、下川町、新得町及び清水町を除く。）　空知郡上富良野町、中富良野町及び南富良野町　勇払郡　占冠村
北海道上川北部森づくりセンター	中川郡美深町	士別市　名寄市　上川郡和寒町、剣淵町、朝日町、風連町及び下川町　中川郡美深町、音威子府村及び中川町

北海道留萌森づくりセンター	留萌市	留萌市　増毛郡　留萌郡　苫前郡　天塩郡（豊富町を除く。）
北海道宗谷森づくりセンター	枝幸郡浜頓別町	稚内市　宗谷郡　枝幸郡　天塩郡豊富町　礼文郡　利尻郡
北海道網走東部森づくりセンター	北見市	北見市　網走市　網走郡　斜里郡　常呂郡
北海道網走西部森づくりセンター	紋別郡興部町	紋別市　紋別郡
北海道胆振森づくりセンター	苫小牧市	室蘭市　苫小牧市　登別市　伊達市　虻田郡　豊浦町、虻田町及び洞爺村　有珠郡　白老郡　勇払郡（占冠村を除く。）
北海道日高森づくりセンター	浦河郡浦河町	沙流郡　新冠郡　静内郡　三石郡　浦河郡　様似郡　幌泉郡
北海道十勝森づくりセンター	十勝郡浦幌町	帯広市　河東郡　上川郡新得町及び清水町　河西郡　広尾郡　中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町　足寄郡　十勝郡
北海道釧路森づくりセンター	厚岸郡厚岸町	釧路市　釧路郡　厚岸郡　川上郡　阿寒郡　白糠郡
北海道根室森づくりセンター	野付郡別海町	根室市　野付郡　標津郡　目梨郡

別表第６の２（第270条の６関係）

森づくりセンターの事務所の名称、位置及び担当区域

名　称	位　置	担　当　区　域
檜山森づくりセンター北檜山事務所	瀬棚郡北檜山町	久遠郡　瀬棚郡
空知森づくりセンター砂川事務所	砂川市	芦別市　赤平市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　空知郡奈井江町及び上砂川町　樺戸郡（月形町を除く。）雨竜郡
上川南部森づくりセンター富良野事務所	富良野市	富良野市　空知郡上富良野町、中富良野町及び南富良野町　勇払郡占冠村
留萌森づくりセンター天塩事務所	天塩郡天塩町	苫前郡初山別村　天塩郡（豊富町を除く。）
網走西部森づくりセンター遠軽事務所	紋別郡遠軽町	紋別郡生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町及び湧別町
胆振森づくりセンター豊浦事務所	虻田郡豊浦町	室蘭市　登別市　伊達市　虻田郡豊浦町、虻田町及び洞爺村　有珠郡
日高森づくりセンター平取事務所	沙流郡平取町	沙流郡
十勝森づくりセンター足寄事務所	足寄郡足寄町	河東郡士幌町及び上士幌町　中川郡本別町　足寄郡
十勝森づくりセンター大樹事務所	広尾郡大樹町	河西郡更別村　広尾郡
釧路森づくりセンター音別事務所	白糠郡音別町	阿寒郡　白糠郡

別表第７（第270条の８関係）

土木現業所の名称、位置及び管轄区域

名　称	位　置	管　轄　区　域
北海道札幌土木現業所	札幌市	札幌市　岩見沢市　夕張市　美唄市　芦別市　江別市　赤平市　滝川市　千歳市　砂川市　歌志内市　三笠市　深川市　恵庭市　北広島市　石狩市　石狩支庁所管区域　空知支庁所管区域
北海道小樽土木現業所	小樽市	小樽市　後志支庁所管区域
北海道函館土木現業所	函館市	函館市　渡島支庁所管区域　檜山支庁所管区域
北海道室蘭土木現業所	室蘭市	室蘭市　苫小牧市　登別市　伊達市　胆振支庁所管区域　日高支庁所管区域
北海道旭川土木現業所	旭川市	旭川市　士別市　名寄市　富良野市　上川支庁所管区域
北海道留萌土木現業所	留萌市	留萌市　留萌支庁所管区域

北海道網走土木現業所	網走市	北見市　網走市　紋別市　網走支庁所管区域
北海道帯広土木現業所	帯広市	帯広市　十勝支庁所管区域
北海道釧路土木現業所	釧路市	釧路市　根室市　釧路支庁所管区域　根室支庁所管区域
北海道稚内土木現業所	稚内市	稚内市　宗谷支庁所管区域

別表第７の２（第270条の15関係）

土木現業所の出張所の名称、位置及び担当区域

名　　称	位　　置	担　　当　　区　　域
札幌土木現業所千歳出張所	千歳市	千歳市　恵庭市　北広島市
札幌土木現業所岩見沢出張所	岩見沢市	岩見沢市　美唄市　三笠市　空知郡北村　栗沢町　奈井江町
札幌土木現業滝川出張所所	滝川市	芦別市　赤平市　滝川市　砂川市　歌志内市　浜益郡浜益村　空知郡上砂川町　樺戸郡浦臼町　新十津川町
札幌土木現業所深川出張所	深川市	深川市　雨竜郡妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町　幌加内町
札幌土木現業所当別出張所	石狩郡当別町	江別市　石狩市　石狩郡当別町　新篠津村　厚田郡厚田村　樺戸郡月形町
札幌土木現業所長沼出張所	夕張郡長沼町	夕張市　空知郡南幌町　夕張郡由仁町　長沼町　栗山町
小樽土木現業所蘭越出張所	磯谷郡蘭越町	磯谷郡蘭越町　寿都郡黒松内町　寿都町　島牧郡島牧村
小樽土木現業所余市出張所	余市郡余市町	余市郡余市町　仁木町　古平郡古平町　積丹郡積丹町
小樽土木現業所共和出張所	岩内郡共和町	古宇郡神恵内村　泊村　岩内郡岩内町　共和町
小樽土木現業所真狩出張所	虻田郡真狩村	虻田郡倶知安町　京極町　喜茂別町　留寿都村　真狩村　ニセコ町
函館土木現業所松前出張所	松前郡松前町	松前郡松前町　福島町　上磯郡知内町　木古内町
函館土木現業所八雲出張所	山越郡八雲町	茅部郡砂原町　森町　山越郡八雲町　長万部町
函館土木現業所江差出張所	檜山郡江差町	檜山郡江差町　上ノ国町　厚沢部町　爾志郡乙部町　熊石町
函館土木現業所奥尻出張所	奥尻郡奥尻町	奥尻郡奥尻町
函館土木現業所今金出張所	瀬棚郡今金町	久遠郡大成町　瀬棚郡瀬棚町　北檜山町　今金町
室蘭土木現業所苫小牧出張所	苫小牧市	苫小牧市　勇払郡早来町　追分町　厚真町　鵡川町　穂別町
室蘭土木現業所洞爺出張所	虻田郡虻田町	伊達市　虻田郡豊浦町　虻田町　洞爺村　有珠郡大滝村　壮瞥町
室蘭土木現業所登別出張所	登別市	室蘭市　登別市　白老郡白老町
室蘭土木現業所門別出張所	沙流郡門別町	沙流郡日高町　平取町　門別町　新冠郡新冠町　静内郡静内町
室蘭土木現業所浦河出張所	浦河郡浦河町	三石郡三石町　浦河郡浦河町　様似郡様似町　幌泉郡えりも町
旭川土木現業所士別出張所	士別市	士別市　上川郡和寒町　剣淵町　朝日町　風連町　下川町
旭川土木現業所富良野出張所	富良野市	富良野市　空知郡上富良野町　中富良野町　南富良野町　勇払郡占冠村
旭川土木現業所美深出張所	中川郡美深町	名寄市　中川郡美深町　音威子府村　中川町
留萌土木現業所羽幌出張所	苫前郡羽幌町	苫前郡苫前町　羽幌町　初山別村
留萌土木現業所遠別出張所	天塩郡遠別町	天塩郡遠別町　天塩町　幌延町
稚内土木現業所歌登出張所	枝幸郡歌登町	枝幸郡浜頓別町　中頓別町　枝幸町　歌登町

稚内土木現業所礼文出張所	礼文郡礼文町	礼文郡礼文町
稚内土木現業所利尻出張所	利尻郡利尻町	利尻郡利尻町　利尻富士町
網走土木現業所北見出張所	北見市	北見市　常呂郡端野町　訓子府町　置戸町　留辺蘂町
網走土木現業所紋別出張所	紋別市	紋別市　紋別郡滝上町
網走土木現業所斜里出張所	斜里郡斜里町	斜里郡斜里町　清里町　小清水町
網走土木現業所遠軽出張所	紋別郡遠軽町	常呂郡佐呂間町　紋別郡生田原町　遠軽町　丸瀬布町　白滝村　上湧別町　湧別町
網走土木現業所興部出張所	紋別郡興部町	紋別郡興部町　西興部村　雄武町
帯広土木現業所鹿追出張所	河東郡鹿追町	河東郡鹿追町　上川郡新得町　清水町
帯広土木現業所大樹出張所	広尾郡大樹町	河東郡更別村　広尾郡忠類村　大樹町　広尾町
帯広土木現業所足寄出張所	足寄郡足寄町	中川郡本別町　足寄郡足寄町　陸別町
帯広土木現業所浦幌出張所	十勝郡浦幌町	中川郡豊頃町　十勝郡浦幌町
釧路土木現業所厚岸出張所	厚岸郡厚岸町	釧路郡釧路町　厚岸郡厚岸町　浜中町
釧路土木現業所根室出張所	根室市	根室市
釧路土木現業所弟子屈出張所	川上郡弟子屈町	川上郡標茶町　弟子屈町
釧路土木現業所中標津出張所	標津郡中標津町	野付郡別海町　標津郡中標津町　標津町　目梨郡羅臼町

別表第７の３（第270条の16関係）

総合ダム事務所の名称及び位置

名　　称	位　　置
札幌土木現業所美唄総合ダム事務所	美唄市

別表第７の４（第270条の17関係）

ダム建設事務所の名称及び位置

名　　称	位　　置
札幌土木現業所当別ダム建設事務所	石狩郡当別町
室蘭土木現業所厚幌ダム建設事務所	勇払郡厚真町

別表第７の５（第270条の19関係）

食肉衛生検査所の名称、位置及び管轄区域

名　　称	位　　置	管　　轄　　区　　域
北海道八雲食肉衛生検査所	山越郡八雲町	八雲町　長万部町　大成町　瀬棚町　北檜山町　今金町
北海道早来食肉衛生検査所	勇払郡早来町	苫小牧市　白老町　早来町　追分町　厚真町　鵡川町　穂別町
北海道東藻琴食肉衛生検査所	網走郡東藻琴村	網走市　東藻琴村　斜里町　清里町　小清水町　常呂町
北海道帯広食肉衛生検査所	帯広市	帯広市　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　中札内村　更別村　忠類村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町

別表第７の６（第271条関係）

空港管理事務所の名称及び位置

名　　称	位　　置
北海道女満別空港管理事務所	網走郡女満別町
北海道中標津空港管理事務所	標津郡中標津町
北海道オホーツク紋別空港管理事務所	紋別市

別表第８中「課長（道民相談センターにあっては、所長）」を「課　長」に改め、同表総務部の部危機総括監の事項及び総務部の部知事室秘書課の項を削り、

「

	管財課	暖房長	上司の命を受け、ボイラー技士を指揮して汽かんの操作管理及び修理に関する業務に従事する。

」を

「

	管財課	暖房長	上司の命を受け、ボイラー技士を指揮して汽かんの操作管理及び修理に関する業務に従事する。
知事政策部	知事室秘書課	副知事秘書	副知事の秘書に関する事務に従事する。

」に改め、

同表保健福祉部の部介護保険課の項の次に次のように加える。

障害者保健福祉課	医療参事	上司の命を受け、小児医療及び障害児療育に関する企画、調整及び指導等の事務に従事する。

別表第８その２総務部知事室の項を削り、同表総務部行財政システム改革推進室の項中「総務部行財政システム改革推進室」を「総務部行財政改革推進室」に改め、同項第７号の次に次の２号を加える。

8　政策評価の企画及び調整に関すること。

9　行政運営の基本原則の企画調整に関すること。

別表第８その２中

「

総合企画部政策室	次に掲げる事務 1　重要政策の総合企画に関すること。 2　道行政の総合調整に関すること。 3　政策評価の企画及び調整に関すること。 4　自主・自律化の企画及び総合調整に関すること。 5　市民と行政の協働環境の整備及び総合調整に関すること。 6　行政運営の基本原則の企画調整に関すること。 7　地方分権の推進に関すること。 8　支庁制度の見直しに関すること。 9　全国知事会との連絡に関すること。 10　専門委員会に関すること。

」

を

「

総務部危機対策室	次に掲げる事務 1　危機管理に関すること。 2　国民保護法制に関すること。 3　自衛隊及び駐留軍の基地に関連する問題の調整に関すること。
知事政策部	次に掲げる事務 1　重要政策の企画立案に関すること。 2　重要政策の総合調整に関すること。 3　自主・自律の企画及び総合調整に関すること。 4　経済構造改革の推進に関すること。 5　基幹産業の構造改革に関すること。 6　専門委員に関すること。 7　知事及び副知事の職務執行の便に供するための資料及び情報の収集並びにこれらの整理に関すること。

」

に改め、同表総合企画部計画室の項中「総合企画部計画室」を「企画振興部計画室」に改め、同項に次の６号を加える。

6　土地対策の企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

7　国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。

8　土地取引の規制及び地価の調査に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

9　不動産鑑定業者及び不動産鑑定士に関すること。

10　水の有効利用に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

11　千歳川流域の治水対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

別表第８その２総合企画部交通企画室の項の前に次のように加える。

企画振興部地域主権推進室	次に掲げる事務 1　地域主権の推進に関すること。 2　支庁制度の見直しに関すること。 3　道州制の推進に関すること。

別表第８その２総合企画部交通企画室の項中「総合企画部交通企画室」を「企画振興部交

通企画室」に改め、同表総合企画部新幹線対策室の項中「総合企画部新幹線対策室」を「企画振興部新幹線対策室」に改め、同表中

「

経　済　部 産業政策推進室	次に掲げる事務 1　経済構造改革の推進に関すること。 2　新たな産業の創造に関すること。 3　基幹産業の構造改革に関すること。

」

を

「

経　済　部 経済政策室	経済部の行政の企画に関する事務
経　済　部 新産業振興室	次に掲げる事務 1　産業等の情報化の推進及び情報産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 2　新産業の創出及び振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 3　サービス産業の振興に関すること。 4　生活産業の振興に関すること。 5　産学官の連携に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

」

に改め、同表農政部道産食品安全室の項の次に次のように加える。

水産林務部 全国植樹祭準備室	第58回全国植樹祭に関する事務

別表第８その２総務部知事室国際課の項を削り、同表総合企画部地域振興室地域政策課の項中「総合企画部地域振興室地域政策課」を「企画振興部地域振興室地域政策課」に改め、同表総合企画部地域振興室市町村課の項中「総合企画部地域振興室市町村課」を「企画振興部地域振興室市町村課」に改め、同項の次に次のように加える。

企画振興部 総務課	全国知事会議に関する事務

別表第８その２総合企画部科学技術振興課の項中「総合企画部科学技術振興課」を「企画振興部科学技術振興課」に改め、同表環境生活部環境室環境政策課の項の次に次のように加える。

環境生活部 環境室 環境保全課	次に掲げる事務 1　水対策に係る特定課題に関すること。 2　石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団に関すること。

別表第８その２環境生活部環境室自然環境課の項に次の２号を加える。

3　自然環境に係る特定課題に関すること。

4　世界遺産に関すること。

別表第８その２環境生活部生活文化・青少年室生活振興課の項に次の２号を加える。

7　犯罪に遭いにくい安全・安心なまちづくりの推進に関すること。

8　市民と行政の協働環境の整備及び総合調整に関すること。

別表第８その２保健福祉部医療政策課の項の次に次のように加える。

保健福祉部 疾病対策課	精神保健福祉対策に関する事務

別表第８その２経済部総務課の項を削り、同部産業振興課の項及び同部地域産業課の項を次のように改める。

経　済　部 商業経済交流課	次に掲げる事務 1　貿易の振興に関すること。 2　海外との経済交流の促進に関すること。 3　サハリン事務所に関すること。 4　シンガポール事務所に関すること。
経　済　部 雇用対策課	次に掲げる事務 1　ワンストップサービスセンター事業に関すること。 2　季節労働者対策事業に関すること。

別表第８その２農政部農業改良課の項中「に係る専門的な調査研究」を「及び普及制度」に改める。

別表第10の⑴の表出先機関の項中「及び道民の森活動促進センター」を削り、同表中

「児童相談所」を「保健福祉事務所の児童相談部」に、「鬼脇診療所」を「診療所」に改め、同表乳児院の項の次に次のように加える。

紋別病院	診療部長	上司の命を受け、診療業務を処理し、医師を指揮監督するとともに、臨床研修に関する事務を掌理する。

別表第11の(1)の表中「心身障害者総合相談所 中央児童相談所」を「心身障害者総合相談所」に、

「野幌森林公園事務所 保健所」を「野幌森林公園事務所 保健福祉事務所の保健福祉部及び各地域保健部」に、

「

空港管理事務所		

」を

「

空港管理事務所		
石狩保健福祉事務所の児童相談部	副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。

」に、

「

保健所	医療参事	上司の命を受け、保健、医療及び福祉に関する指導等の事務に従事する。
畜産試験場	研究参事	上司の命を受け、畜産の試験研究に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
自治政策研修センターの課	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。

」を

「

工業試験場	研究参事	上司の命を受け、試験研究に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
中央農業試験場 畜産試験場		
保健福祉事務所の保健福祉部及び各地域保健部	医療参事	上司の命を受け、保健、医療及び福祉に関する指導等の事務に従事する。
自治政策研修センターの課	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。
支庁の地域政策部	主幹	上司の命を受け、地域政策に関する特定の事務に従事する。

」に、

「

支庁の総務部会計課	主幹	上司の命を受け、公共事業に係る入札の実施等に関する事務に従事する。
支庁の総務部又は税務部の納税課		上司の命を受け、道税の徴収に関する特定の事務に従事する。
支庁の総務部の社会福祉課		上司の命を受け、地域福祉に関する特定の事務に従事する。

」を

「

支庁の総務部会計課		上司の命を受け、公共事業に係る入札の実施等に関する事務に従事する。
支庁の総務部又は税務部の納税課		上司の命を受け、道税の徴収に関する特定の事務に従事する。
支庁の地域政策部の地域政策課		上司の命を受け、地域政策に関する特定の事務に従事する。

」に改め、

同表支庁の農業振興部の整備課の項の次に次のように加える。

網走支庁の経済部の商工労働観光課		上司の命を受け、観光に関する特定の事務に従事する。

別表第11の(1)の表中

「

保健所の企画総務課	主　　幹	上司の命を受け、保健、医療及び福祉の企画に関する特定の事務に従事する。
保健所の生活衛生課		上司の命を受け、生活衛生に関する特定の事務に従事する。

」を

「

保健福祉事務所の保健福祉部	主　　幹	上司の命を受け、保健医療及び児童福祉に関する特定の事務に従事する。
保健福祉事務所の保健福祉部の保健福祉企画課及び各地域保健部の企画総務課		上司の命を受け、保健、医療及び福祉の企画に関する特定の事務に従事する。
保健福祉事務所の保健福祉部の社会福祉課		上司の命を受け、国民健康保険、介護保険及び社会福祉法人に関する特定の事務に従事する。
保健福祉事務所の保健福祉部の生活衛生課及び各地域保健部の生活衛生課		上司の命を受け、生活衛生に関する特定の事務に従事する。

」に、

「土木現業所の管理部の用地課」を「土木現業所の管理部の用地課及び管理課」に改め、同表道民の森活動促進センターの項を削り、同表中

「女性相談援助センターの課中央児童相談所の室」を「女性相談援助センターの課」に、「心身障害者総合相談所の課保健所の課」を「心身障害者総合相談所の課」に、「道立精神病院の課大阪事務所」を「道立精神病院の課衛生学院の課大阪事務所」に、「地質研究所の部の課」を「地質研究所の部の課食品加工研究センターの課」に、「土木現業所の部の課及び室」を「土木現業所の部の課（室）及び課の室」に、「林産試験場の部の課道民の森活動促進センター」を「林産試験場の部の課保健福祉事務所の課及び室」に、「保健所精神保健福祉センター」を「保健福祉事務所精神保健福祉センター」に、「中央農業試験場の部（総務部及び技術普及部を除く。）」を「中央農業試験場の部（総務部及び技術普及部を除く。）石狩保健福祉事務所の児童相談部」に、

「

保健所の企画総務課	企画主幹	上司の命を受け、市町村支援、介護保険サービス事業者の指導及び監督並びに医療薬事監視業務を統轄する事務に従事する。
保健所の健康推進課及び地域保健推進課		上司の命を受け、保健、医療及び福祉に係る業務を調査する事務に従事する。

」を

「

保健福祉事務所の保健福祉部の保健福祉企画課及び各地域保健部の企画総務課	企画主幹	上司の命を受け、市町村支援、介護保険サービス事業者の指導及び監督並びに医療薬事監視業務を統轄する事務に従事する。

保健福祉事務所の保健福祉部及び各地域保健部の健康推進課及び子ども・保健推進課		上司の命を受け、保健、医療及び福祉に係る業務を調査する事務に従事する。

」に改め、

同表の(2)の表中「旭川児童相談所稚内分室」を「上川保健福祉事務所稚内分室」に、

「保健所の支所」を「保健福祉事務所の支所」に改める。

別表第13中

「

学部	学部長	学長の命を受け、学部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	副学部長	学部長を補佐し、学部の事務を整理する。

」を

「

学部		学部長	学長の命を受け、学部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副学部長	学部長を補佐し、学部の事務を整理する。
附属病院		病院長	上司の命を受け、附属病院の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副院長	病院長を補佐し、附属病院の事務を整理する。
附属病院	診療科	科長	上司の命を受け、診療科の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。
	看護部	看護部長	上司の命を受け、担任の看護業務を処理する。
	室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

」に、

「

		動物飼育長	上司の命を受け、動物飼育員を指揮して動物の飼育に関する業務に従事する。
附属病院		病院長	上司の命を受け、附属病院の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副院長	病院長を補佐し、附属病院の事務を整理する。
附属病院	診療科	科長	上司の命を受け、診療科の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。
	看護部	看護部長	上司の命を受け、担任の看護業務を処理する。
	室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

」を

「

	動物飼育長	上司の命を受け、動物飼育員を指揮して動物の飼育に関する業務に従事する。

」に改める。

別表第14を次のように改める。

別表第14（第290条関係）

医科大学の組織に置くことができる職及び職務

組織	職名	職務

事務局		事務局次長	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
課		課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。
		主幹	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事する。
		主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
医学部	教育研究機器センターの部門	主査	上司の命を受け、教育研究機器センターの部門の主管に属する特定の事務を処理する。
	動物実験施設部	主任技師	上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。
		主査	上司の命を受け、部の主管に属する特定の事務を処理する。
	附属臨海医学研究所	副所長	所長を補佐し、研究所の事務を整理する。
事務局	管財課	暖房副長	暖房長を補佐し、担任の業務に従事する。
	病院課	守衛副長	守衛長を補佐し、担任の業務に従事する。
		調理副長	調理長を補佐し、担任の業務に従事する。
附属病院	診療科	医長	上司の命を受け、担任の診療業務を処理する。
	薬剤部 検査部 機器診断部 病理部 放射線部 リバビリテーション部	主任技師	上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。
	看護部	副看護師長	看護師長を補佐し、担任の看護業務を処理する。
	中央写真室	主任写真技師	上司の命を受け、室の専門の技術に関し、室長を補佐する。
	部	主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
室			
附属情報センター		副所長	所長を補佐し、情報センターの事務を整理する。
附属図書館		副館長	館長を補佐し、図書館の事務を整理する。
		主任司書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に関し、事務長を補佐する。

別表第16の表中「総務部社会福祉課」を「保健福祉事務所の保健福祉部社会福祉課」に改める。

附　則

1　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の室、課、課の室又は課のセンター及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる本庁の室、課、課の室又は課のセンター及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総務部知事室	知事政策部
総務部知事室秘書課	知事政策部知事室秘書課
総務部知事室国際課	知事政策部知事室国際課
総務部知事室国際課ロシア室	経済部商業経済交流課
総務部知事室国際課パスポートセンター	知事政策部知事室国際課パスポートセンター
総務部行財政システム改革推進室	総務部行財政改革推進室
総務部総合防災対策室防災消防課	総務部危機対策室防災消防課
総務部総合防災対策室防災消防課防災航空室	総務部危機対策室防災消防課防災航空室
総務部総合防災対策室原子力安全対策課	総務部危機対策室原子力安全対策課
総務部職員厚生課健康管理室	総務部職員厚生課
総合企画部政策室（支庁制度及び道州制に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	企画振興部地域主権推進室

総合企画部政策室（政策評価に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行財政改革推進室
総合企画部政策室（市民と行政の協働に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部生活文化・青少年室生活振興課
総合企画部政策室（支庁制度、道州制、政策評価及び市民と行政の協働に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	知事政策部
総合企画部政策室広報広聴課	知事政策部知事室広報広聴課
総合企画部計画室	企画振興部計画室
総合企画部地域振興室地域政策課	企画振興部地域振興室地域政策課
総合企画部地域振興室市町村課	企画振興部地域振興室市町村課
総合企画部交通企画室	企画振興部交通企画室
総合企画部交通企画室交通企画課	企画振興部交通企画室交通企画課
総合企画部新幹線対策室	企画振興部新幹線対策室
総合企画部ＩＴ推進室情報政策課	企画振興部ＩＴ推進室情報政策課
総合企画部ＩＴ推進室情報基盤課	企画振興部ＩＴ推進室情報基盤課
総合企画部総務課（自衛隊及び駐留軍の基地に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	企画振興部総務課
総合企画部総務課（自衛隊及び駐留軍の基地に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策室
総合企画部科学技術振興課	企画振興部科学技術振興課
総合企画部土地水対策課	企画振興部計画室
総合企画部経済調査課	企画振興部計画室経済調査課
総合企画部統計課	企画振興部計画室統計課
総合企画部道民相談センター	総務部総務課道民相談センター
環境生活部環境室自然環境課野生生物室	環境生活部環境室自然環境課

環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室	環境生活部生活文化・青少年室生活振興課
環境生活部総務課アイヌ施策推進室	環境生活部総務課
保健福祉部総務課企画調整室	保健福祉部総務課
保健福祉部医療政策課看護対策室	保健福祉部医療政策課
保健福祉部疾病対策課精神保健福祉推進室	保健福祉部疾病対策課
経済部産業政策推進室（経済構造改革に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	知事政策部
経済部産業政策推進室（企業再生ファンド及び建設業の雇用対策に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部商工振興課
経済部産業政策推進室（通年雇用対策に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部雇用対策課
経済部産業政策推進室（花ふれあい北海道プロジェクトに係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部観光振興課
経済部産業政策推進室（経済構造改革、企業再生ファンド、建設業の雇用対策、花ふれあい北海道プロジェクト及び通年雇用対策に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	経済部新産業振興室
経済部総務課企画調整室	経済部経済政策室
経済部資源エネルギー課石炭対策室	経済部資源エネルギー課
経済部産業振興課（産業企画、中小企業支援及び創業支援に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部商工振興課
経済部産業振興課（新産業支援に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部新産業振興室
経済部産業振興課（産業企画、中小企業支援、創業支援及び新産業支援に係る事務を	経済部産業支援課

処理すべきこととされている者を除く。）	
経済部地域産業課（食品産業に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部産業支援課
経済部地域産業課（食品産業に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	経済部商業経済交流課
経済部貿易経済交流課	経済部商業経済交流課
水産林務部森林環境室森林活用課（全国植樹祭に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部全国植樹祭準備室
建設部総務課用地管理室	建設部総務課
建設部道路計画課高速道室	建設部道路計画課
建設部道路計画課市町村道室	建設部道路計画課
建設部河川課河川開発室	建設部河川課
建設部まちづくり推進課	建設部都市計画課
札幌医科大学医学部附属病院	札幌医科大学附属病院
札幌医科大学事務局（附属病院の経営管理に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	札幌医科大学事務局病院課
札幌医科大学事務局（附属病院の経営管理に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	札幌医科大学事務局医事・相談課
札幌医科大学事務局病院課（附属病院の医療器材等の契約及び物品管理に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	札幌医科大学事務局業務課
渡島保健所	渡島保健福祉事務所保健福祉部
渡島保健所企画総務課	渡島保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
渡島保健所健康推進課	渡島保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
渡島保健所地域保健推進課	渡島保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
渡島保健所生活衛生課	渡島保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
渡島保健所試験検査課	渡島保健福祉事務所保健福祉部試験検査課
渡島保健所木古内支所	渡島保健福祉事務所木古内支所
渡島保健所森支所	渡島保健福祉事務所森支所
江差保健所	檜山保健福祉事務所保健福祉部
江差保健所企画総務課	檜山保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
江差保健所健康推進課	檜山保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
江差保健所生活衛生課	檜山保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
八雲保健所	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部
八雲保健所企画総務課	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部企画総務課
八雲保健所健康推進課	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部健康推進課
八雲保健所生活衛生課	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部生活衛生課
八雲保健所今金支所	渡島保健福祉事務所今金支所
江別保健所	石狩保健福祉事務所保健福祉部
江別保健所企画総務課	石狩保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
江別保健所健康推進課	石狩保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
江別保健所生活衛生課	石狩保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
江別保健所石狩支所	石狩保健福祉事務所石狩支所
千歳保健所	石狩保健福祉事務所千歳地域保健部

千歳保健所企画総務課	石狩保健福祉事務所千歳地域保健部企画総務課
千歳保健所健康推進課	石狩保健福祉事務所千歳地域保健部健康推進課
千歳保健所生活衛生課	石狩保健福祉事務所千歳地域保健部生活衛生課
倶知安保健所	後志保健福祉事務所保健福祉部
倶知安保健所企画総務課	後志保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
倶知安保健所健康推進課	後志保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
倶知安保健所地域保健推進課	後志保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
倶知安保健所生活衛生課	後志保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
倶知安保健所試験検査課	後志保健福祉事務所保健福祉部試験検査課
倶知安保健所余市支所	後志保健福祉事務所余市支所
岩内保健所	後志保健福祉事務所岩内地域保健部
岩内保健所企画総務課	後志保健福祉事務所岩内地域保健部企画総務課
岩内保健所健康推進課	後志保健福祉事務所岩内地域保健部健康推進課
岩内保健所生活衛生課	後志保健福祉事務所岩内地域保健部生活衛生課
岩見沢保健所	空知保健福祉事務所保健福祉部
岩見沢保健所企画総務課	空知保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
岩見沢保健所健康推進課	空知保健福祉事務所保健福祉部健康推進課

岩見沢保健所地域保健推進課	空知保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
岩見沢保健所生活衛生課	空知保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
岩見沢保健所試験検査課	空知保健福祉事務所保健福祉部試験検査課
岩見沢保健所由仁支所	空知保健福祉事務所由仁支所
滝川保健所	空知保健福祉事務所滝川地域保健部
滝川保健所企画総務課	空知保健福祉事務所滝川地域保健部企画総務課
滝川保健所健康推進課	空知保健福祉事務所滝川地域保健部健康推進課
滝川保健所生活衛生課	空知保健福祉事務所滝川地域保健部生活衛生課
深川保健所	空知保健福祉事務所深川地域保健部
深川保健所企画総務課	空知保健福祉事務所深川地域保健部企画総務課
深川保健所健康推進課	空知保健福祉事務所深川地域保健部健康推進課
深川保健所生活衛生課	空知保健福祉事務所深川地域保健部生活衛生課
室蘭保健所	胆振保健福祉事務所保健福祉部
室蘭保健所企画総務課	胆振保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
室蘭保健所健康推進課	胆振保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
室蘭保健所地域保健推進課	胆振保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
室蘭保健所生活衛生課	胆振保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課

室蘭保健所試験検査課	胆振保健福祉事務所保健福祉部試験検査課
苫小牧保健所	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部
苫小牧保健所企画総務課	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部企画総務課
苫小牧保健所健康推進課	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部健康推進課
苫小牧保健所地域保健推進課	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部地域保健推進課
苫小牧保健所生活衛生課	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部生活衛生課
苫小牧保健所試験検査課	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部試験検査課
浦河保健所	日高保健福祉事務所保健福祉部
浦河保健所企画総務課	日高保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
浦河保健所健康推進課	日高保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
浦河保健所生活衛生課	日高保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
静内保健所	日高保健福祉事務所静内地域保健部
静内保健所企画総務課	日高保健福祉事務所静内地域保健部企画総務課
静内保健所健康推進課	日高保健福祉事務所静内地域保健部健康推進課
静内保健所生活衛生課	日高保健福祉事務所静内地域保健部生活衛生課
上川保健所	上川保健福祉事務所保健福祉部
上川保健所企画総務課	上川保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
上川保健所健康推進課	上川保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
上川保健所地域保健推進課	上川保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
上川保健所生活衛生課	上川保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
上川保健所試験検査課	上川保健福祉事務所保健福祉部試験検査課
名寄保健所	上川保健福祉事務所名寄地域保健部
名寄保健所企画総務課	上川保健福祉事務所名寄地域保健部企画総務課
名寄保健所健康推進課	上川保健福祉事務所名寄地域保健部健康推進課
名寄保健所生活衛生課	上川保健福祉事務所名寄地域保健部生活衛生課
富良野保健所	上川保健福祉事務所富良野地域保健部
富良野保健所企画総務課	上川保健福祉事務所富良野地域保健部企画総務課
富良野保健所健康推進課	上川保健福祉事務所富良野地域保健部健康推進課
富良野保健所生活衛生課	上川保健福祉事務所富良野地域保健部生活衛生課
留萌保健所	留萌保健福祉事務所保健福祉部
留萌保健所企画総務課	留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
留萌保健所健康推進課	留萌保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
留萌保健所生活衛生課	留萌保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
留萌保健所天塩支所	留萌保健福祉事務所天塩支所

稚内保健所	宗谷保健福祉事務所保健福祉部
稚内保健所企画総務課	宗谷保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
稚内保健所健康推進課	宗谷保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
稚内保健所地域保健推進課	宗谷保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
稚内保健所生活衛生課	宗谷保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
稚内保健所試験検査課	宗谷保健福祉事務所保健福祉部試験検査課
稚内保健所利尻支所	宗谷保健福祉事務所利尻支所
稚内保健所浜頓別支所	宗谷保健福祉事務所浜頓別支所
北見保健所	網走保健福祉事務所北見地域保健部
北見保健所企画総務課	網走保健福祉事務所北見地域保健部企画総務課
北見保健所健康推進課	網走保健福祉事務所北見地域保健部健康推進課
北見保健所地域保健推進課	網走保健福祉事務所北見地域保健部地域保健推進課
北見保健所生活衛生課	網走保健福祉事務所北見地域保健部生活衛生課
北見保健所食肉検査課	網走保健福祉事務所北見地域保健部食肉検査課
北見保健所試験検査課	網走保健福祉事務所北見地域保健部試験検査課
網走保健所	網走保健福祉事務所保健福祉部
網走保健所企画総務課	網走保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
網走保健所健康推進課	網走保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課

網走保健所生活衛生課	網走保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
紋別保健所	網走保健福祉事務所紋別地域保健部
紋別保健所企画総務課	網走保健福祉事務所紋別地域保健部企画総務課
紋別保健所健康推進課	網走保健福祉事務所紋別地域保健部健康推進課
紋別保健所生活衛生課	網走保健福祉事務所紋別地域保健部生活衛生課
紋別保健所遠軽支所	網走保健福祉事務所遠軽支所
帯広保健所	十勝保健福祉事務所保健福祉部
帯広保健所企画総務課	十勝保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
帯広保健所健康推進課	十勝保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
帯広保健所地域保健推進課	十勝保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
帯広保健所生活衛生課	十勝保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
帯広保健所試験検査課	十勝保健福祉事務所保健福祉部試験検査課
帯広保健所広尾支所	十勝保健福祉事務所広尾支所
帯広保健所新得支所	十勝保健福祉事務所新得支所
帯広保健所本別支所	十勝保健福祉事務所本別支所
釧路保健所	釧路保健福祉事務所保健福祉部
釧路保健所企画総務課	釧路保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
釧路保健所健康推進課	釧路保健福祉事務所保健福祉部健康推進課
釧路保健所地域保健推進課	釧路保健福祉事務所保健福祉部子ども・

	保健推進課
釧路保健所生活衛生課	釧路保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
釧路保健所食肉検査課	釧路保健福祉事務所保健福祉部食肉検査課
釧路保健所試験検査課	釧路保健福祉事務所保健福祉部試験検査課
釧路保健所標茶支所	釧路保健福祉事務所標茶支所
根室保健所	根室保健福祉事務所保健福祉部
根室保健所企画総務課	根室保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
根室保健所健康推進課	根室保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
根室保健所生活衛生課	根室保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課
中標津保健所	根室保健福祉事務所中標津地域保健部
中標津保健所企画総務課	根室保健福祉事務所中標津地域保健部企画総務課
中標津保健所健康推進課	根室保健福祉事務所中標津地域保健部健康推進課
中標津保健所生活衛生課	根室保健福祉事務所中標津地域保健部生活衛生課
中央児童相談所地域支援課	石狩保健福祉事務所児童相談部地域支援課
中央児童相談所指導援助課	石狩保健福祉事務所児童相談部指導援助課
中央児童相談所企画調整室	石狩保健福祉事務所児童相談部企画調整室
旭川児童相談所地域支援課	上川保健福祉事務所児童相談部地域支援課

旭川児童相談所指導援助課	上川保健福祉事務所児童相談部指導援助課
旭川児童相談所稚内分室	上川保健福祉事務所稚内分室
帯広児童相談所地域支援課	十勝保健福祉事務所児童相談部地域支援課
帯広児童相談所指導援助課	十勝保健福祉事務所児童相談部指導援助課
釧路児童相談所地域支援課	釧路保健福祉事務所児童相談部地域支援課
釧路児童相談所指導援助課	釧路保健福祉事務所児童相談部指導援助課
函館児童相談所地域支援課	渡島保健福祉事務所児童相談部地域支援課
函館児童相談所指導援助課	渡島保健福祉事務所児童相談部指導援助課
北見児童相談所地域支援課	網走保健福祉事務所児童相談部地域支援課
北見児童相談所指導援助課	網走保健福祉事務所児童相談部指導援助課
岩見沢児童相談所地域支援課	空知保健福祉事務所児童相談部地域支援課
岩見沢児童相談所指導援助課	空知保健福祉事務所児童相談部指導援助課
室蘭児童相談所地域支援課	胆振保健福祉事務所児童相談部地域支援課
室蘭児童相談所指導援助課	胆振保健福祉事務所児童相談部指導援助課
食品加工研究センター加工食品部	食品加工研究センター食品開発部
食品加工研究センター発酵食品部	食品加工研究センター食品バイオ部
病害虫防除所	中央農業試験場クリーン農業部

病害虫防除所指導課	中央農業試験場クリーン農業部防除指導課
病害虫防除所予察課	中央農業試験場クリーン農業部予察科
石狩森づくりセンター	石狩森づくりセンター普及課
道民の森活動促進センター	石狩森づくりセンター道民の森課
函館土木現業所函館総合ダム事務所	函館土木現業所事業部事業第二課ダム管理室
石狩支庁総務部社会福祉課	石狩保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
石狩支庁地域政策部振興課	石狩支庁地域政策部地域政策課
渡島支庁総務部社会福祉課	渡島保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
渡島支庁地域政策部振興課	渡島支庁地域政策部地域政策課
渡島支庁松前社会福祉事務出張所	渡島保健福祉事務所松前社会福祉事務出張所
渡島支庁渡島東部地区水産技術普及指導所	渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所
檜山支庁総務部社会福祉課	檜山保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
檜山支庁地域政策部振興課	檜山支庁地域政策部地域政策課
檜山支庁北檜山社会福祉事務出張所	檜山保健福祉事務所北檜山社会福祉事務出張所
後志支庁総務部社会福祉課	後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
後志支庁地域政策部地域政策観光課（観光振興に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	後志支庁地域政策部地域政策課
後志支庁地域政策部地域政策観光課（観光振興に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志支庁経済部商工労働観光課
後志支庁地域政策部振興課	後志支庁地域政策部地域政策課
後志支庁経済部商工労働課	後志支庁経済部商工労働観光課
後志支庁余市社会福祉事務出張所	後志保健福祉事務所余市社会福祉事務出張所
後志支庁寿都社会福祉事務出張所	後志保健福祉事務所寿都社会福祉事務出張所
空知支庁総務部社会福祉課	空知保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
空知支庁地域政策部振興課	空知支庁地域政策部地域政策課
空知支庁深川社会福祉事務出張所	空知保健福祉事務所深川社会福祉事務出張所
上川支庁総務部社会福祉課	上川保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
上川支庁地域政策部振興課	上川支庁地域政策部地域政策課
上川支庁名寄社会福祉事務出張所	上川保健福祉事務所名寄社会福祉事務出張所
上川支庁旭川地区農業改良普及センター	上川支庁上川中部地区農業改良普及センター
上川支庁上川中央地区農業改良普及センター	上川支庁上川中部地区農業改良普及センター
留萌支庁総務部社会福祉課	留萌保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
留萌支庁地域政策部振興課	留萌支庁地域政策部地域政策課
留萌支庁天塩社会福祉事務出張所	留萌保健福祉事務所天塩社会福祉事務出張所
宗谷支庁総務部社会福祉課	宗谷保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
宗谷支庁地域政策部振興課	宗谷支庁地域政策部地域政策課
宗谷支庁鴛泊社会福祉事務出張所	宗谷保健福祉事務所鴛泊社会福祉事務出張所

網走支庁総務部社会福祉課	網走保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
網走支庁地域政策部振興課	網走支庁地域政策部地域政策課
網走支庁紋別社会福祉事務出張所	網走保健福祉事務所紋別社会福祉事務出張所
網走支庁遠軽社会福祉事務出張所	網走保健福祉事務所遠軽社会福祉事務出張所
胆振支庁総務部社会福祉課	胆振保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
胆振支庁地域政策部振興課	胆振支庁地域政策部地域政策課
日高支庁総務部社会福祉課	日高保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
日高支庁地域政策部振興課	日高支庁地域政策部地域政策課
十勝支庁総務部社会福祉課	十勝保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
十勝支庁地域政策部振興課	十勝支庁地域政策部地域政策課
釧路支庁総務部社会福祉課	釧路保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
釧路支庁地域政策部振興課	釧路支庁地域政策部地域政策課
根室支庁総務部社会福祉課	根室保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
根室支庁地域政策部振興課	根室支庁地域政策部地域政策課
根室支庁中標津社会福祉事務出張所	根室保健福祉事務所中標津社会福祉事務出張所

3　次項に掲げるものを除き、この規則の施行の日の前日において現に保健所、児童相談所、森づくりセンター及び土木現業所の職員のうち別表第15に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該出先機関の所在地を所管する支庁の相当の職員となるものとする。

4　この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられたものとする。

札幌医科大学医学部附属病院検査部主査（緊急検査の業務を処理すべきこととされている者に限る。）	札幌医科大学附属病院検査部緊急検査係長
衛生研究所企画総務部総務課会計係長	衛生研究所企画総務部総務課主査
衛生学院総務課会計係長	衛生学院総務課主査
渡島保健所企画総務課総務係長	渡島保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
渡島保健所企画総務課企画調整係長	渡島保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
渡島保健所木古内支所調整係長	渡島保健福祉事務所木古内支所主査
渡島保健所木古内支所保健指導係長	渡島保健福祉事務所木古内支所主査
渡島保健所森支所調整係長	渡島保健福祉事務所森支所主査
渡島保健所森支所保健指導係長	渡島保健福祉事務所森支所主査
江差保健所企画総務課総務係長	檜山保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
江差保健所企画総務課企画調整係長	檜山保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
江差保健所企画総務課医療薬務係長	檜山保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
江差保健所生活衛生課環境衛生係長	檜山保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
江差保健所生活衛生課食品保健係長	檜山保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
八雲保健所企画総務課総務係長	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部企画総務課企画調整係長
八雲保健所企画総務課保健推進係長	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部企画総務課主査
八雲保健所企画総務課医療薬務係長	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部企画総務課主査
八雲保健所生活衛生課環境衛生係長	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部生活

	衛生課主査
八雲保健所生活衛生課食品保健係長	渡島保健福祉事務所八雲地域保健部生活衛生課主査
八雲保健所今金支所調整係長	渡島保健福祉事務所今金支所主査
八雲保健所今金支所保健指導係長	渡島保健福祉事務所今金支所主査
八雲食肉衛生検査所指導課管理係長	八雲食肉衛生検査所指導課主査
江別保健所企画総務課総務係長	石狩保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
江別保健所企画総務課企画調整係長	石狩保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
江別保健所企画総務課医療薬務係長	石狩保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
江別保健所生活衛生課環境衛生係長	石狩保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
江別保健所生活衛生課試験検査係長	石狩保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
江別保健所石狩支所調整係長	石狩保健福祉事務所石狩支所主査
江別保健所石狩支所保健指導係長	石狩保健福祉事務所石狩支所主査
千歳保健所企画総務課総務係長	石狩保健福祉事務所千歳地域保健部企画総務課企画調整係長
千歳保健所健康推進課精神保健福祉係長	石狩保健福祉事務所千歳地域保健部健康推進課主査
千歳保健所生活衛生課環境衛生係長	石狩保健福祉事務所千歳地域保健部生活衛生課主査
倶知安保健所企画総務課総務係長	後志保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
倶知安保健所企画総務課企画調整係長	後志保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
倶知安保健所企画総務課医療薬務係長	後志保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査

倶知安保健所生活衛生課環境衛生係長	後志保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
倶知安保健所余市支所調整係長	後志保健福祉事務所余市支所主査
倶知安保健所余市支所保健指導係長	後志保健福祉事務所余市支所主査
岩内保健所企画総務課総務係長	後志保健福祉事務所岩内地域保健部企画総務課企画調整係長
岩内保健所企画総務課医務薬務係長	後志保健福祉事務所岩内地域保健部企画総務課主査
岩内保健所健康推進課保健予防係長	後志保健福祉事務所岩内地域保健部健康推進課主査
岩内保健所生活衛生課環境衛生係長	後志保健福祉事務所岩内地域保健部生活衛生課主査
岩内保健所生活衛生課食品保健係長	後志保健福祉事務所岩内地域保健部生活衛生課主査
岩見沢保健所企画総務課総務係長	空知保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
岩見沢保健所企画総務課企画調整係長	空知保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
岩見沢保健所試験検査課生物検査係長	空知保健福祉事務所保健福祉部試験検査課主査
岩見沢保健所由仁支所調整係長	空知保健福祉事務所由仁支所主査
岩見沢保健所由仁支所保健指導係長	空知保健福祉事務所由仁支所主査
滝川保健所企画総務課総務係長	空知保健福祉事務所滝川地域保健部企画総務課企画調整係長
滝川保健所企画総務課医療薬務係長	空知保健福祉事務所滝川地域保健部企画総務課主査
滝川保健所生活衛生課環境衛生係長	空知保健福祉事務所滝川地域保健部生活衛生課主査
滝川保健所生活衛生課試験検査係長	空知保健福祉事務所滝川地域保健部生活衛生課主査

深川保健所企画総務課総務係長	空知保健福祉事務所深川地域保健部企画総務課企画調整係長
深川保健所企画総務課保健推進係長	空知保健福祉事務所深川地域保健部企画総務課主査
深川保健所企画総務課医療薬務係長	空知保健福祉事務所深川地域保健部企画総務課主査
深川保健所健康推進課保健予防係長	空知保健福祉事務所深川地域保健部健康推進課主査
深川保健所生活衛生課環境衛生係長	空知保健福祉事務所深川地域保健部生活衛生課主査
深川保健所生活衛生課食品保健係長	空知保健福祉事務所深川地域保健部生活衛生課主査
室蘭保健所企画総務課総務係長	胆振保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
室蘭保健所企画総務課企画調整係長	胆振保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
苫小牧保健所企画総務課総務係長	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部企画総務課企画調整係長
苫小牧保健所企画総務課保健推進係長	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部企画総務課主査
苫小牧保健所企画総務課医療薬務係長	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部企画総務課主査
苫小牧保健所試験検査課理化学検査係長	胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部試験検査課主査
早来食肉衛生検査所指導課管理係長	早来食肉衛生検査所指導課主査
浦河保健所企画総務課総務係長	日高保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
浦河保健所企画総務課企画調整係長	日高保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
浦河保健所企画総務課保健推進係長	日高保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
浦河保健所企画総務課医療薬務係長	日高保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
浦河保健所生活衛生課環境衛生係長	日高保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
浦河保健所生活衛生課食品保健係長	日高保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
浦河保健所生活衛生課試験検査係長	日高保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
静内保健所企画総務課総務係長	日高保健福祉事務所静内地域保健部企画総務課企画調整係長
静内保健所企画総務課医療薬務係長	日高保健福祉事務所静内地域保健部企画総務課主査
静内保健所生活衛生課環境衛生係長	日高保健福祉事務所静内地域保健部生活衛生課主査
静内保健所生活衛生課食品保健係長	日高保健福祉事務所静内地域保健部生活衛生課主査
上川保健所企画総務課総務係長	上川保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
上川保健所企画総務課企画調整係長	上川保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
上川保健所企画総務課保健推進係長	上川保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
上川保健所企画総務課医療薬務係長	上川保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
上川保健所健康推進課保健予防係長	上川保健福祉事務所保健福祉部健康推進課主査
上川保健所生活衛生課環境衛生係長	上川保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
上川保健所生活衛生課食品保健係長	上川保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
上川保健所試験検査課生物検査係長	上川保健福祉事務所保健福祉部試験検査

	課主査
名寄保健所企画総務課総務係長	上川保健福祉事務所名寄地域保健部企画総務課企画調整係長
名寄保健所企画総務課医療薬務係長	上川保健福祉事務所名寄地域保健部企画総務課主査
名寄保健所健康推進課主査（精神保健福祉に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	上川保健福祉事務所名寄地域保健部健康推進課精神保健福祉係長
名寄保健所生活衛生課環境衛生係長	上川保健福祉事務所名寄地域保健部生活衛生課主査
名寄保健所生活衛生課試験検査係長	上川保健福祉事務所名寄地域保健部生活衛生課主査
富良野保健所企画総務課総務係長	上川保健福祉事務所富良野地域保健部企画総務課企画調整係長
富良野保健所企画総務課保健推進係長	上川保健福祉事務所富良野地域保健部企画総務課主査
富良野保健所企画総務課医療薬務係長	上川保健福祉事務所富良野地域保健部企画総務課主査
富良野保健所生活衛生課環境衛生係長	上川保健福祉事務所富良野地域保健部生活衛生課主査
富良野保健所生活衛生課食品保健係長	上川保健福祉事務所富良野地域保健部生活衛生課主査
留萌保健所企画総務課総務係長	留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
留萌保健所企画総務課企画調整係長	留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
留萌保健所企画総務課医療薬務係長	留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
留萌保健所生活衛生課環境衛生係長	留萌保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
留萌保健所生活衛生課試験検査係長	留萌保健福祉事務所保健福祉部生活衛生

	課主査
留萌保健所天塩支所調整係長	留萌保健福祉事務所天塩支所主査
留萌保健所天塩支所保健指導係長	留萌保健福祉事務所天塩支所主査
稚内保健所企画総務課総務係長	宗谷保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
稚内保健所企画総務課企画調整係長	宗谷保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
稚内保健所企画総務課医療薬務係長	宗谷保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
稚内保健所地域保健推進課精神保健福祉係長	宗谷保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課主査
稚内保健所生活衛生課環境衛生係長	宗谷保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
稚内保健所試験検査課生物検査係長	宗谷保健福祉事務所保健福祉部試験検査課主査
稚内保健所試験検査課理化学検査係長	宗谷保健福祉事務所保健福祉部試験検査課主査
稚内保健所利尻支所保健指導係長	宗谷保健福祉事務所利尻支所主査
稚内保健所浜頓別支所調整係長	宗谷保健福祉事務所浜頓別支所主査
稚内保健所浜頓別支所保健指導係長	宗谷保健福祉事務所浜頓別支所主査
北見保健所企画総務課総務係長	網走保健福祉事務所北見地域保健部企画総務課企画調整係長
北見保健所企画総務課医療薬務係長	網走保健福祉事務所北見地域保健部企画総務課主査
網走保健所企画総務課総務係長	網走保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
網走保健所企画総務課企画調整係長	網走保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
網走保健所企画総務課医療薬務係長	網走保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査

網走保健所健康推進課精神保健福祉係長	網走保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課主査
網走保健所生活衛生課環境衛生係長	網走保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
東藻琴食肉衛生検査所指導課管理係長	東藻琴食肉衛生検査所指導課主査
紋別保健所企画総務課総務係長	網走保健福祉事務所紋別地域保健部企画総務課企画調整係長
紋別保健所企画総務課医療薬務係長	網走保健福祉事務所紋別地域保健部企画総務課主査
紋別保健所健康推進課主査（精神保健福祉に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	網走保健福祉事務所紋別地域保健部健康推進課精神保健福祉係長
紋別保健所生活衛生課環境衛生係長	網走保健福祉事務所紋別地域保健部生活衛生課主査
紋別保健所生活衛生課試験検査係長	網走保健福祉事務所紋別地域保健部生活衛生課主査
紋別保健所遠軽支所調整係長	網走保健福祉事務所遠軽支所主査
紋別保健所遠軽支所保健指導係長	網走保健福祉事務所遠軽支所主査
帯広保健所企画総務課総務係長	十勝保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
帯広保健所企画総務課企画調整係長	十勝保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
帯広保健所広尾支所調整係長	十勝保健福祉事務所広尾支所主査
帯広保健所広尾支所保健指導係長	十勝保健福祉事務所広尾支所主査
帯広保健所新得支所調整係長	十勝保健福祉事務所新得支所主査
帯広保健所新得支所保健指導係長	十勝保健福祉事務所新得支所主査
帯広保健所本別支所調整係長	十勝保健福祉事務所本別支所主査
帯広保健所本別支所保健指導係長	十勝保健福祉事務所本別支所主査
帯広食肉衛生検査所指導課管理係長	帯広食肉衛生検査所指導課主査

釧路保健所企画総務課総務係長	釧路保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
釧路保健所企画総務課企画調整係長	釧路保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
釧路保健所企画総務課医療薬務係長	釧路保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
釧路保健所標茶支所調整係長	釧路保健福祉事務所標茶支所主査
釧路保健所標茶支所保健指導係長	釧路保健福祉事務所標茶支所主査
根室保健所企画総務課総務係長	根室保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課企画調整係長
根室保健所企画総務課企画調整係長	根室保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
根室保健所企画総務課医療薬務係長	根室保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課主査
根室保健所生活衛生課環境衛生係長	根室保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
根室保健所生活衛生課食品保健係長	根室保健福祉事務所保健福祉部生活衛生課主査
中標津保健所企画総務課総務係長	根室保健福祉事務所中標津地域保健部企画総務課企画調整係長
中標津保健所企画総務課医療薬務係長	根室保健福祉事務所中標津地域保健部企画総務課主査
中標津保健所生活衛生課環境衛生係長	根室保健福祉事務所中標津地域保健部生活衛生課主査
中標津保健所生活衛生課食品保健係長	根室保健福祉事務所中標津地域保健部生活衛生課主査
食品加工研究センター企画調整部総務課普及指導係長	食品加工研究センター企画調整部技術支援課研究普及係長
食品加工研究センター企画調整部企画課企画情報係長	食品加工研究センター企画調整部総務課企画係長

食品加工研究センター応用技術部食品工学科長	食品加工研究センター応用技術部プロセス開発科長
食品加工研究センター応用技術部生物工学科長	食品加工研究センター応用技術部機能開発科長
食品加工研究センター発酵食品部調味食品科長	食品加工研究センター食品バイオ部バイオテクノロジー科長
中央農業試験場作物開発部稲作科長	中央農業試験場生産システム部水田農業科長
病害虫防除所次長	中央農業試験場クリーン農業部副部長
病害虫防除所指導課長	中央農業試験場クリーン農業部防除指導課長
病害虫防除所予察課長	中央農業試験場クリーン農業部予察科長
函館土木現業所奥尻出張所事務係長	函館土木現業所奥尻出張所主査
函館土木現業所函館総合ダム事務所長	函館土木現業所事業部事業第二課ダム管理室長
函館土木現業所函館総合ダム事務所事務係長	函館土木現業所事業部事業第二課ダム管理室主査
留萌土木現業所遠別出張所事務係長	留萌土木現業所遠別出張所主査
網走土木現業所斜里出張所事務係長	網走土木現業所斜里出張所主査
釧路土木現業所庶路ダム建設事務所長	釧路土木現業所事業部事業課ダム整備室長
石狩支庁総務部総務課職員厚生係長	石狩支庁総務部総務課職員係長
石狩支庁総務部総務課広報渉外係長	石狩支庁地域政策部地域政策課主査
石狩支庁地域政策部地域政策課企画係長	石狩支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
石狩支庁地域政策部振興課長	石狩支庁地域政策部地域政策課主幹
石狩支庁経済部水産室漁港漁村係長	石狩支庁経済部水産室水産振興係長
渡島支庁総務部総務課職員厚生係長	渡島支庁総務部総務課職員係長
渡島支庁総務部総務課広報渉外係長	渡島支庁地域政策部地域政策課主査
渡島支庁総務部総務課通信係長	渡島支庁総務部総務課主査
渡島支庁総務部会計課管財係長	渡島支庁総務部会計課需品係長
渡島支庁地域政策部地域政策課企画係長	渡島支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
渡島支庁地域政策部振興課長	渡島支庁地域政策部地域政策課主幹
渡島支庁経済部水産課漁業振興係長	渡島支庁経済部水産課主査
渡島支庁経済部水産課栽培振興係長	渡島支庁経済部水産課水産振興係長
檜山支庁総務部総務課職員厚生係長	檜山支庁総務部総務課職員係長
檜山支庁総務部総務課広報渉外係長	檜山支庁地域政策部地域政策課主査
檜山支庁総務部会計課経理係長	檜山支庁総務部会計課経理審査係長
檜山支庁地域政策部地域政策課企画係長	檜山支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
檜山支庁地域政策部振興課長	檜山支庁地域政策部地域政策課主幹
檜山支庁経済部建設指導課建築係長	檜山支庁経済部建設指導課建築住宅係長
檜山支庁経済部水産課栽培振興係長	檜山支庁経済部水産課水産振興係長
檜山支庁経済部水産課漁港漁村係長	檜山支庁経済部水産課主査
後志支庁総務部総務課職員厚生係長	後志支庁総務部総務課職員係長
後志支庁総務部総務課広報渉外係長	後志支庁地域政策部地域政策課主査
後志支庁地域政策部地域政策観光課企画係長	後志支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
後志支庁地域政策部振興課長	後志支庁地域政策部地域政策課主幹
後志支庁経済部水産課栽培振興係長	後志支庁経済部水産課水産振興係長
空知支庁総務部総務課職員厚生係長	空知支庁総務部総務課職員係長
空知支庁総務部総務課広報渉外係長	空知支庁地域政策部地域政策課主査
空知支庁総務部会計課管財係長	空知支庁総務部会計課需品係長
空知支庁地域政策部地域政策課企画係長	空知支庁地域政策部地域政策課地域政策係長

空知支庁地域政策部振興課長	空知支庁地域政策部地域政策課主幹
上川支庁総務部総務課職員厚生係長	上川支庁総務部総務課職員係長
上川支庁総務部総務課広報渉外係長	上川支庁地域政策部地域政策課主査
上川支庁総務部会計課管財係長	上川支庁総務部会計課需品係長
上川支庁地域政策部地域政策課企画係長	上川支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
上川支庁地域政策部振興課長	上川支庁地域政策部地域政策課主幹
上川支庁上川中央地区農業改良普及センター地域第一係長	上川支庁上川中部地区農業改良普及センター地域第四係長
上川支庁上川中央地区農業改良普及センター地域第二係長	上川支庁上川中部地区農業改良普及センター地域第五係長
上川支庁上川中央地区農業改良普及センター地域第三係長	上川支庁上川中部地区農業改良普及センター地域第六係長
留萌支庁総務部総務課職員厚生係長	留萌支庁総務部総務課職員係長
留萌支庁総務部総務課広報渉外係長	留萌支庁地域政策部地域政策課主査
留萌支庁総務部会計課経理係長	留萌支庁総務部会計課経理審査係長
留萌支庁地域政策部地域政策課企画係長	留萌支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
留萌支庁地域政策部振興課長	留萌支庁地域政策部地域政策課主幹
留萌支庁経済部建設指導課建築係長	留萌支庁経済部建設指導課建築住宅係長
留萌支庁経済部水産課栽培振興係長	留萌支庁経済部水産課水産振興係長
留萌支庁経済部水産課漁港漁村係長	留萌支庁経済部水産課主査
留萌支庁農業振興部整備課農村整備係長	留萌支庁農業振興部整備課主査
留萌支庁農業振興部整備課施設整備係長	留萌支庁農業振興部整備課主査
宗谷支庁総務部総務課職員厚生係長	宗谷支庁総務部総務課職員係長
宗谷支庁総務部総務課広報渉外係長	宗谷支庁地域政策部地域政策課主査
宗谷支庁総務部総務課通信係長	宗谷支庁総務部総務課主査
宗谷支庁総務部会計課経理係長	宗谷支庁総務部会計課経理審査係長

宗谷支庁地域政策部地域政策課企画係長	宗谷支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
宗谷支庁地域政策部振興課長	宗谷支庁地域政策部地域政策課主幹
宗谷支庁経済部建設指導課建築係長	宗谷支庁経済部建設指導課建築住宅係長
宗谷支庁経済部水産課栽培振興係長	宗谷支庁経済部水産課水産振興係長
宗谷支庁経済部水産課漁業振興係長	宗谷支庁経済部水産課主査
網走支庁総務部総務課職員厚生係長	網走支庁総務部総務課職員係長
網走支庁総務部総務課広報渉外係長	網走支庁地域政策部地域政策課主査
網走支庁総務部総務課通信係長	網走支庁総務部総務課主査
網走支庁総務部会計課管財係長	網走支庁総務部会計課需品係長
網走支庁地域政策部地域政策課企画係長	網走支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
網走支庁地域政策部振興課長	網走支庁地域政策部地域政策課主幹
網走支庁経済部商工労働観光課商業振興係長	網走支庁経済部商工労働観光課商工振興係長
網走支庁経済部商工労働観光課観光振興係長	網走支庁経済部商工労働観光課観光室観光振興係長
網走支庁経済部水産課栽培振興係長	網走支庁経済部水産課水産振興係長
網走支庁経済部水産課漁港漁村係長	網走支庁経済部水産課主査
胆振支庁総務部総務課職員厚生係長	胆振支庁総務部総務課職員係長
胆振支庁総務部総務課広報渉外係長	胆振支庁地域政策部地域政策課主査
胆振支庁地域政策部地域政策課企画係長	胆振支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
胆振支庁地域政策部振興課長	胆振支庁地域政策部地域政策課主幹
胆振支庁経済部水産課栽培振興係長	胆振支庁経済部水産課水産振興係長
胆振支庁経済部水産課漁港漁村係長	胆振支庁経済部水産課主査
日高支庁総務部総務課職員厚生係長	日高支庁総務部総務課職員係長
日高支庁総務部総務課広報渉外係長	日高支庁地域政策部地域政策課主査

日高支庁総務部会計課経理係長	日高支庁総務部会計課経理審査係長
日高支庁地域政策部地域政策課企画係長	日高支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
日高支庁地域政策部振興課長	日高支庁地域政策部地域政策課主幹
日高支庁経済部建設指導課建築係長	日高支庁経済部建設指導課建築住宅係長
日高支庁経済部水産課栽培振興係長	日高支庁経済部水産課水産振興係長
日高支庁経済部水産課漁港漁村係長	日高支庁経済部水産課主査
十勝支庁総務部総務課職員厚生係長	十勝支庁総務部総務課職員係長
十勝支庁総務部総務課広報渉外係長	十勝支庁地域政策部地域政策課主査
十勝支庁地域政策部地域政策課企画係長	十勝支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
十勝支庁地域政策部振興課長	十勝支庁地域政策部地域政策課主幹
十勝支庁経済部水産課栽培振興係長	十勝支庁経済部水産課水産振興係長
釧路支庁総務部総務課職員厚生係長	釧路支庁総務部総務課職員係長
釧路支庁総務部総務課広報渉外係長	釧路支庁地域政策部地域政策課主査
釧路支庁総務部総務課通信係長	釧路支庁総務部総務課主査
釧路支庁地域政策部地域政策課企画係長	釧路支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
釧路支庁地域政策部振興課長	釧路支庁地域政策部地域政策課主幹
釧路支庁経済部水産課栽培振興係長	釧路支庁経済部水産課水産振興係長
釧路支庁経済部水産課漁港漁村係長	釧路支庁経済部水産課主査
根室支庁総務部総務課職員厚生係長	根室支庁総務部総務課職員係長
根室支庁総務部総務課広報渉外係長	根室支庁地域政策部地域政策課主査
根室支庁総務部会計課経理係長	根室支庁総務部会計課経理審査係長
根室支庁地域政策部地域政策課企画係長	根室支庁地域政策部地域政策課地域政策係長
根室支庁地域政策部振興課長	根室支庁地域政策部地域政策課主幹
根室支庁経済部建設指導課建築係長	根室支庁経済部建設指導課建築住宅係長
根室支庁経済部水産課栽培振興係長	根室支庁経済部水産課水産振興係長
根室支庁経済部水産課漁港漁村係長	根室支庁経済部水産課主査

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社